

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名                           | 課名           | 事業の目的                                 | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|---------------------------------|--------------|---------------------------------------|--|--|
| 1        | 180      | 医療介護分野におけるデータ分析による医療介護施策の推進（国保） | 保健福祉部国民健康保険課 | エビデンスに基づく合理的な施策の企画・立案を推進する。           | 医療レセプト、介護レセプト及び健康診断などのデータを集約・整理し検証を行い、医療介護施策の立案や疾病の重症化予防などを行う。   | 各課で保有していた医療介護分野におけるデータの集約・整理を行うことができた。                                 |
| 2        | 196      | 社会福祉協議会その他の社会福祉団体助成             | 保健福祉部社会福祉課   | 地域におけるきめ細やかな福祉活動の支援を行うことで、地域福祉の充実を図る。 | つくば市社会福祉事業費補助金交付要綱の規定に基づき、社会福祉法人の中核的団体である社会福祉協議会に職員人件費として補助金を交付する。   | 社会福祉協議会が実施する各種事業が安定・充実し、地域福祉活動の活性化が図られた。<br>つくば市社会福祉協議会補助金112,788,000円 |
| 3        | 197      | 地域福祉推進事業                        | 保健福祉部社会福祉課   | 市民主体のつくばらしい健康で健全な福祉のまちづくりを進める。        | 住民参加型福祉サービス拡大事業<br>福祉教育推進・ボランティア育成事業<br>福祉相談事業<br>社会福祉協議会に委託   | 社会福祉協議会が実施する各種事業が、安定・充実し、地域福祉活動の活性化が図られた。                              |
| 4        | 198      | 茨城県都市福祉事務所長会事務                  | 保健福祉部社会福祉課   | 福祉事務所所管業務の課題を県内広域的に解決できる体制づくりを構築する。   | 県内都市福祉事務所長が相互に情報交換を行い、所管業務の課題を解決するため研修会を実施する。（年2回）   | 福祉事務所所管事業の情報共有や課題の抽出、他市の対応について確認ができた。                                  |
| 5        | 199      | 法外援護事務                          | 保健福祉部社会福祉課   | 法令に基づく援護が受けられない行旅困窮者の窮状を救う。           | 行旅に困窮し、移動が困難な者に対して原則、交通費、弁当代をそれぞれ1,000円と500円を限度として現金を給付する。医療機関を受診した者に対しては、医療費を現物給付する。  | 申請者の希望に応じ、行旅困窮者の救済ができた。令和2年度実績1件                                       |
| 6        | 200      | 各種社会福祉統計事業                      | 保健福祉部社会福祉課   | 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。   | 社会福祉行政の実態を把握するため、福祉行政報告例（統計法等）により定められた各報告事項の業務報告や社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査、国民生活基礎調査を県の委託により実施する。                             | 新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、国民生活基礎調査が中止となった。                                |
| 7        | 201      | 地域福祉計画進行管理                      | 保健福祉部社会福祉課   | 市民主体のつくばらしい健康で健全な福祉のまちづくりを推進する。       | H28年度からは、つくば市地域福祉計画（第3期）の計画期間であるため、H28年度からR2年度までの5年間の各種施策の進捗状況を管理する。H30年度中間評価、R2年度最終評価、R2年3月地域福祉計画（第4期）策定、R5年度中間評価、R7年度最終評価。 | 地域福祉計画（第4期）策定委員会：委員14名R24月～R33月5回開催                                    |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名           | 課名         | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|-----------------|------------|---|--|--|
| 8    | 202  | 社会福祉審議会事務       | 保健福祉部社会福祉課 | 社会福祉に関する重要な事項を調査審議するとともに社会福祉行政の円滑な推進を図る。                  | 市長が任命した学識経験者及び市職員30人以内で組織されたつくば市社会福祉審議会が、社会福祉に関する重要な事項を調査審議し、市長の諮問に対して答申を行う。   | 実施なし   |
| 9    | 203  | 日本赤十字社つくば市地区事務  | 保健福祉部社会福祉課 | 災害被災者に見舞金や救済物資を支給し、被災者の自立の助長と保護を図る。                       | 火災及び床上浸水等の被災者に対し、日本赤十字茨城県支部つくば市地区小災害見舞金等支給要項の規定に基づき、被害の程度により、見舞金を支給すると共に救済物資を支給する。   | 日本赤十字社の活動に寄与した。また、被災者に災害見舞金を支給することで、自立の助長が図られた。<br>一般社資：14,038,630円（510件）、法人社資：989,000円（104件）、災害見舞金：150,000円（5件）<br>救済物資：2件（布団セット1、日用品セット2、毛布4、タオルケット4、保温マット1） |
| 10   | 204  | 民生委員推薦会事務       | 保健福祉部社会福祉課 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員として、資質の高い人材を確保する。民生委員、ふれあい相談員の連携強化。      | 市町村の議会議員、民生委員、教育関係者など14名の委員で組織し、民生委員に欠員が生じたとき、又は一斉改選時に民生委員児童委員及び主任児童委員として適正な人材を県に推薦するため、選考を行う。   | 4回の推薦会において承認された候補者を県に推薦し、全員が民生委員児童委員として委嘱された。<br>令和2年推薦会開催日：R2年4月27日（1名推薦）、7月6日（3名推薦）、10月14日（2名推薦）、11月25日（3名推薦）  |
| 11   | 205  | 民生委員児童委員協議会調整事務 | 保健福祉部社会福祉課 | 各民生委員児童委員及び主任児童委員の資質向上を図る。                                | 定例会では、行政担当者を講師として、生活保護制度、児童母子福祉、障害福祉、高齢福祉等、福祉全般に関する行政手続を研修し、民生委員児童委員及び主任児童委員としての資質向上に努める。民生委員、ふれあい相談員の連携強化のための活動支援を行う。<br>支部別研修・事項別研修・視察研修を通し、福祉施設の現状視察や各々の事例検討を行い、民生委員児童委員及び主任児童委員としての資質向上に努める。 | 事業計画に基づき、各地区ごとに研修を実施した。<br>研修内容：災害対策・各種福祉制度・認知症予防事業・ゲートキーパー養成講座  |
| 12   | 206  | 行旅死病人等取扱事務      | 保健福祉部社会福祉課 | 行旅死亡人の火葬・埋葬、人道的支援、救護                                      | 行旅病人の生活・養護についての相談指導、必要な援護措置縁故者の調査行旅死亡人の葬祭執行、遺骨の保管、縁故者の捜査、慰留金品の保管処分その他必要な調査及び同伴者（行旅病人又は行旅死亡人に同伴し、救護を必要としている者）の救護<br>告示、官報への掲載   | 法律の定めるところにより、適切に行旅死病人を取り扱うことができた。<br>令和2年度：行旅死亡人の火葬及び納骨9件  |
| 13   | 207  | 戦没者追悼式事業        | 保健福祉部社会福祉課 | 先の大戦の戦没者及びその遺族に追悼の意を表するとともに、遺族の労苦にて深い敬意を表し、併せて恒久の平和を祈念する。 | つくば市遺族連合会の協力を得ながら、厳粛に、かつ、安全に戦没者追悼式を挙行する。   | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。  |
| 14   | 208  | 戦没者慰霊事業補助       | 保健福祉部社会福祉課 | 慰霊事業の実施を促進する。   | つくば市遺族連合会に補助金を助成し、6地区の慰霊事業に要する経費の一部を助成する。  | つくば市遺族連合会に補助金を助成することにより、慰霊事業の実施を促進することができた。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名          | 課名          | 事業の目的  | 事業の概要   | 成果  |
|------|------|----------------|-------------|--|---|---|
| 15   | 209  | 戦没者遺族等援護事務     | 保健福祉部社会福祉課  | 戦傷病者及び妻・戦没者遺族等の援護をもって福祉の向上を図る。                     | 戦傷病者の妻に対する特別給付金、戦没者の妻に対する特別給付金、特別弔慰金などの受付・進達事務及び国債の交付等の事務を行う。<br>戦傷病者に対しては、無貨乗車券引換券交付等の事務を行う。   | 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付587件進達処理：572件<br>国債交付：41件   |
| 16   | 210  | 社会福祉法人の設立・認可事務 | 保健福祉部社会福祉課  | 社会福祉法の規定に基づいた法人の設立や定款変更の認可等を行い、地域福祉拠点としての公共性を維持する。 | 社会福祉法の規定による各種申請の上、法令の規定に違反していないかを審査し認可を行う。  | 新規法人設立や既設法人の運営相談に対して、法令及び他自治体への照会など明確な根拠に基づいて適切な設立運営ができるよう応じた。<br>各法人からの認可申請が、事後となってしまう事例はなかった。   |
| 17   | 211  | 社会福祉法人等の監査事務   | 保健福祉部社会福祉課  | 入所者等の支援の向上及び運営の適正化を図る。                             | 社会福祉法及び関係法令等の規定、市指導監査方針及び実施計画に基づき、法人に検査調書等の提出を求め、実地による指導監査を行う。  | 法令等に定められた遵守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正かつ健全な運営の確保を図ることができた。  |
| 18   | 217  | 生活困窮者自立支援事業    | 保健福祉部社会福祉課  | 生活困窮者の自立を促進する。                                     | 生活保護に至る前の支援策として、生活困窮者自立支援法に定める自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金支給事業を一体的に実施する他、生活保護受給者に対しても就労支援、就労準備支援、家計改善支援を行い、生活困窮者及び生活保護受給者の自立を図る。          | コロナ禍での生活困窮者の急増に伴い、住居確保給付金の申請は228件（令和1年度18件）、就労支援対象者についても155名（令和1年度20名）と大幅に増加した。年度途中での制度改正により就労支援内容が簡素化され、支援対象者の就労の把握は困難となったため、就労が確認出来ているのは39名（就労率25%）となった。目標値75%は下回るが、困窮者に対するセーフティネットとしての役割を果たした。 |
| 19   | 218  | 被災住宅復興支援事業     | 保健福祉部社会福祉課  | 被災者の自立の助長を図る。                                      | 東日本大震災及び竜巻により被災した住宅の復旧に要する資金を金融機関から借り入れた場合、借り入れに係る利子の補給を行う。   | 被災者の自立助長と保護が図られた。<br>被災住宅復興資金利子補給支給：東日本大震災16件、竜巻被害4件  |
| 20   | 219  | つくば市災害見舞金支給事業  | 保健福祉部社会福祉課  | 被災者の自立の助長と保護を図る。                                   | 火災及び床上浸水等の被災者に対し、被害の程度や世帯員数により見舞金を支給する。   | 被災者の自立の助長と保護が図られた。<br>災害見舞金支給件数：5件  |
| 21   | 220  | 子どもの未来支援事業     | 保健福祉部こども未来室 | 安心できる居場所・学習環境で、つくばの子どもを育み、貧困の連鎖を防止する。              | つくばこどもの青い羽根学習会、つくばこどもの青い羽根居場所づくり支援事業、子どもの学習塾代助成、みんなの食堂事業補助金、ボランティア登録説明会、学習支援マニュアル研修会の実施、データベースみまもり・アウトリーチ支援事業、こども未来懇話会、こども未来庁内連携会議、こども未来支援担当者会議 | 令和2年度より、こども未来支援員4名を新たに配置し、支援対象モデル10校においてデータベースみまもりに基づくアウトリーチ支援の実施により、早期に支援対象者を発見し、つくばこどもの青い羽根学習会等につなぐことができた。また、保健福祉部・教育局・こども部の3部局が連携し、こども未来支援員を活用することにより、困難を抱える子ども達に対し安心できる居場所支援につなぐことができた。       |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                   | 課名         | 事業の目的   | 事業の概要   | 成果   |
|------|------|-------------------------|------------|---|---|--|
| 22   | 221  | 身体障害者手帳認定交付事業           | 保健福祉部障害福祉課 | 身体に障害のある方の福祉の増進に資する。                                    | 身体に障害のある方からの交付申請に基づき、障害程度等級の審査及び認定を行ない、申請者に対して手帳交付を行う。<br>交付申請に必要な医師が作成する診断書の取得費用については、その一部を補助する。   | 新規申請312件、再交付申請142件、診断料補助374件1,283,650円、手帳所持者数5,076名<br>身体障害者手帳が交付されたことにより、補装具費の支給、日常生活用具の給付、有料道路通行料金割引制度、税の控除等が利用でき、障害者（児）及びその家族への経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。           |
| 23   | 222  | 精神障害者保健福祉手帳に関する事業       | 保健福祉部障害福祉課 | 精神疾患を持つ方の福祉の増進に資することを目的とする。                             | 同手帳の交付申請の受付及び茨城県が所管する茨城県精神保健福祉センターへ申請書類の進達を行う。<br>県が発行した手帳を申請者に交付する。<br>交付申請に必要な医師が作成する診断書の取得費用については、初回のみ一部を補助する。   | 申請者数974人、診断料補助153件、412,890円、手帳所持者数1,476名<br>ホームページに、申請書類の様式を掲載し、申請者の利便を図った。<br>精神障害者保健福祉手帳を交付された人に、障害者福祉ガイドブックによるサービスの説明を行うことで、手帳所持者の経済的、精神的負担の軽減を図る制度があることを案内できた。 |
| 24   | 223  | 療育手帳の交付事務               | 保健福祉部障害福祉課 | 知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的とする。                             | 茨城県が所管する茨城県福祉相談センターが交付する療育手帳及び再判定結果確認通知書を手帳申請者に発行・送付する。<br>手帳の等級によって受けられることができるサービスを説明し、案内する。   | 新規交付46件、県内転入9件、県外転入11件、手帳所持者数1,333名<br>療育手帳を交付された人に、障害者福祉ガイドブックを用いてサービスの説明を行うことで、手帳所持者及びその家族に対して経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。   |
| 25   | 224  | 身体障害者（児）補装具費（交付・修理）支給事業 | 保健福祉部障害福祉課 | 身体障害者（児）及び難病患者の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の職業その他日常生活の能率向上を図る。 | 失われた身体機能や障害のある部分を補完し、日常生活や労働を容易にする用具の交付・修理のための費用を支給する。<br>申請に基づき支給決定し、申請者に対し、補装具費支給決定通知及び支給券を送付する。<br>購入及び修理完了後請求に基づき補装具費を支給する。<br>内容により、身体障害者更生相談所の判定を受ける。                                     | 決定件数：307件、公費負担額：42,355,230円、現地調査件数：11件<br>補装具費を支給することで、身体障害者（児）及び難病患者の職業その他日常生活の能率向上を図ることができた。   |
| 26   | 225  | 軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金交付事業   | 保健福祉部障害福祉課 | 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得及び健全な発達の支援を図る。           | 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器、イヤモールド及び補聴援助システムの購入に必要な費用の一部を補助する。<br>補助金請求書に基づき、算定基礎額の2/3を補助する。<br>負担割合：申請者1/3、県1/3、市1/3  | 決定件数：15件（内訳：本体及びイヤモールド3件、イヤモールドのみ9件、本体のみ1件、補聴援助システム2件）<br>補聴器等の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語の習得及び健全な発達の支援を図れ、また保護者の経済的負担を軽減することができた。                                |
| 27   | 226  | 日常生活用具等の給付・貸与事業         | 保健福祉部障害福祉課 | 利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとする。                     | 在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）に、日常生活に必要なものを給付する。（一部入院・入所中でも認められる用具がある。）<br>給付条件については、給付種目ごとに定められており、助成額は基本的に9割で、品目によって定められた基準額を超える場合、実際の商品金額との差額は自己負担となる。                                       | 決定件数：3,838件、公費負担額：37,418,236円<br>主な給付品目：ストマ用装具2,794件（23,935,758円）、紙おむつ994件（10,028,232円）<br>日常生活用具を給付することにより、利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとなった。                   |
| 28   | 227  | 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業     | 保健福祉部障害福祉課 | 障害者の自立の促進及び介護者の負担の軽減を図る。                                | 重度障害者（児）の居住する住宅をその重度障害者（児）に適するように改良する工事を行うにあたり、申請後に職員が事前に実地調査を行い、補助を決定する。工事完了後に実績報告書を提出してもらい、申請内容と相違がなければ補助金を交付する。<br>補助金は対象工事費の3/4で、上限262,000円である。<br>国土交通省の社会資本総合整備交付金の対象事業となっており、補助率は45%である。 | 決定件数0件<br>※相談は数件あったが、日常生活用具給付制度の居宅生活動作補助用具の給付を利用することとなった。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                   | 課名            | 事業の目的  | 事業の概要   | 成果   |
|------|------|-------------------------|---------------|--|---|--|
| 29   | 228  | 身体障害者紙おむつ購入費助成事業        | 保健福祉部障害福祉課    | 身体障害者の経済的負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。                                      | 在宅の重度身体障害者に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成するための助成券を発行する。<br>対象者1名につき16,000円の助成額<br>年度中1回の交付   | 決定件数7件<br>在宅の重度身体障害者に紙おむつ購入費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ることができた。   |
| 30   | 229  | 身体障害者（児）住宅整備資金貸付事業      | 保健福祉部障害福祉課    | 障害者の自立自立、社会参加を促進するため。  | 心身障害者世帯又は心身障害者と同居する世帯で、障害者の専用居室・浴室・トイレ・廊下などを改築する際の資金を貸し付ける。<br>貸付額は一戸当たり2,020,000円以内（利息3%）  | 決定件数0件<br>住宅整備資金を必要とする人に、制度の案内を行えるような体制ができています。  |
| 31   | 230  | チャレンジアートフェスティバル事業       | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、自立と社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解と認識を深める       | 障害者（児）の社会参加促進事業として、当事者が制作した作品展示及び演劇等による舞台発表を実施する。<br>事業運営にあたっては、実行委員会を組織し、フェスティバルの内容、実施方法等を協議の上、決定する。   | 3月9日から3月14日にかけて作品展示をつくば美術館にて開催し、来館者は1,064名であった。<br>作品の制作を通じて障害者（児）の社会参加の促進を行い、美術館に展示することで市民に向けて障害福祉に対する理解の推進を図ることができた。 |
| 32   | 231  | おひさまサンサンフェスティバル事業       | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者（児）や高齢者、市民が共にスポーツやレクリエーションを行うことで社会参加を促進し、市民と障害者に対する理解と認識を深める。 | 「高齢者いきいきまつり事業」との合同開催により、「おひさまサンサンいきいきまつり事業」として実施している。<br>団体競技種目、個人競争種目及び個人自由参加型種目の各競技種目を実施し、同時に高齢者及び障害者等の作品展示および物品販売やアトラクションとして市内協力団体等による発表を実施する。 | 参加者の多くが障害者（児）と高齢者のため、感染症拡大防止の観点から、事業を中止した。   |
| 33   | 232  | 奉仕員等養成研修事業              | 保健福祉部障害者地域支援室 | 意思疎通を図ることに支障がある障害児（者）の自立した日常生活または社会参加を営むことを支援する。                 | 希望する市民に、厚生労働省のカリキュラム等による手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成講座を行い、奉仕員を養成する。<br>講座修了者には、つくば市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、障害者（児）等の奉仕員としての奉仕活動を行ってもらう。            | 聴覚障害者や視覚障害者の支援員として、奉仕員を養成し、障害者等の福祉の増進を図ることができた。  |
| 34   | 233  | 障害者団体等支援事業              | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者の社会参加の促進や地域の人との交流及び福祉の向上を図る。                                  | 障害者団体育成及び社会参加の促進のため、つくば聴覚障害者協会補助事業、就学学習会事業に対して、補助交付要項に基づき、補助金に関する事業を行う。   | つくば市補助金等交付適正化規則及び交付要項に基づき、適正な執行を行い、団体等に属する障害者の社会参加の促進が図られた。  |
| 35   | 234  | 身体障害者自動車改造費・運転免許取得費補助事業 | 保健福祉部障害者地域支援室 | 自動車改造費の助成及び運転免許費の助成を行うことにより身体障害者の社会参加の促進を図る。                     | 障害者自身が運転するために必要な自動車改造費又は自動車運転免許の取得費について、実施要綱に基づき、その費用の一部を補助する。  | 障害者自身が運転するために必要な自動車改造費及び自動車運転免許取得費について、その費用の一部を助成することで、就労機会の促進は図られた。   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名        | 課名            | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|--------------|---------------|--|--|--|
| 36   | 235  | 体験乗馬療法事業     | 保健福祉部障害者地域支援室 | 乗馬を通して動物とふれあう心を養い、騎乗することで障害のある方の身体や心の機能回復を支援する | 障害者（児）及び小学部6年生までを原則とし、障害者（児）を優先し、ポニー等による体験乗馬療法を実施する。<br>まつりつくば内、ふれあい広場会場（中央公園）にて実施する。  | まつりつくば内で実施する予定であったが、感染症拡大の影響を受け、中止となった。  |
| 37   | 236  | いす式階段昇降機保守事業 | 保健福祉部障害者地域支援室 | エレベーターのない施設を障害者が円滑に昇降できるようにする。                 | いす式階段昇降機保守管理（年/4回実施）を実施する。<br>設置場所：大穂交流センター・谷田部老人福祉センター・桜総合体育館・市民ホールつくばね   | 安全に稼働できるようになった。  |
| 38   | 237  | 障害児スポーツ教室事業  | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害児の体力増強・交流・余暇活動等の充実を図る。                       | 障害スポーツ専門インストラクターによる障害児のためのスポーツ教室を開催する。<br>集団活動ができる小学部1年～6年生までの障害のある児童を対象いきいきプラザにて全10回開催（6月期～3月期）を実施  | 運動教室を開催することで、障害児の体力増強、交流、余暇活動の充実を図ることができた。   |
| 39   | 238  | 生活支援事業       | 保健福祉部障害者地域支援室 | 就労が困難な在宅における精神に障害のある方等の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る。     | 精神に障害のある方等に対し、日常生活の支援や相談及び創作的活動又は生産活動の機会を提供するなど、社会との交流促進等の便宜を供与する。<br>生活支援事業として土浦市にある、ほびき園へ委託している。   | つくば市からの事業利用者が、適切な費用負担により社会参加の促進が行われている。  |
| 40   | 239  | 音声誘導装置保守事業   | 保健福祉部障害者地域支援室 | 視覚障害者を公的機関に安全に誘導する。                            | つくば駅周辺に設置してある音声誘導装置7箇所に音声誘導標識システムを設置し、委託業者による保守管理の実施及び職員による自主管理を行う。（エキスポセンター入口、アルス正面玄関前、中央公園入口、ノバホール入口・玄関入口、クレオ・モグ入口、カピオ入口）                            | 保守点検の際、クレオ・モグ入口の電源機器を復旧させることにより、音声誘導装置を再稼働させることができた。   |
| 41   | 240  | 合理的配慮支援事業補助金 | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進する。       | 商業事業者等が行う合理的配慮の提供のための物品購入費に費用の全部又は一部を助成する。   | 商業事業者が行う合理的配慮提供のための物品購入費を助成することにより、障害者の社会参加促進の一助となった。  |
| 42   | 241  | 特別障害者手当等支給事務 | 保健福祉部障害福祉課    | 日常生活における負担を軽減し、かつ障害者（児）の福祉の増進を図る。              | 特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当の認定を行い支給する。<br>経過的福祉手当は支給のみ。<br>経過的福祉手当は支給のみ。<br>経過的福祉手当は支給のみ。<br>経過的福祉手当は支給のみ。<br>経過的福祉手当は支給のみ。<br>（受給者の認定・手当の支払い等は県で行っている。） | 受給者数：特別障害者手当96人、障害児福祉手当122人、経過的福祉手当4人、在宅障害児福祉手当398人、特別児童扶養手当413人<br>身体又は精神に重度の障害を有する在宅の障害者（児）及び障害児を扶養している養育者の、日常生活における経済的負担の軽減を図ることができた。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                 | 課名            | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|-----------------------|---------------|--|--|--|
| 43   | 242  | 難病患者福祉金支給事務           | 保健福祉部障害福祉課    | 患者やその家族の精神的、社会的苦痛を解消するとともに、生活的負担を軽減する。             | 県が指定する333種類の指定難病患者及び5種類の一般特定疾患患者に月額3,000円の福祉金を支給する。  | 受給者1,462人<br>難病患者に対し福祉金を支給することで、経済的負担の軽減を図ることができた。   |
| 44   | 243  | 障害福祉サービス事業            | 保健福祉部障害福祉課    | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する。                           | 申請者の心身の状況や環境、障害福祉サービス利用に関する意向等の事情を勘案して作成されるサービス利用計画等に基づいて、障害福祉サービス等の支給決定を行う。<br>障害福祉サービス等は、介護等の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、相談支援員から助言を受けられる「計画相談支援」に大別されており、それぞれの支給決定に必要な事務処理を行う。 | 支給決定者1,227人<br>支給決定件数：訪問系サービス232件、日中活動系サービス1,397件、施設系サービス349件、計画相談支援1,090件<br>障害福祉サービスを必要とする申請者に対して、適切な内容のサービスを支給決定できた。        |
| 45   | 244  | 障害児通所支援事業             | 保健福祉部障害福祉課    | 障害児の福祉の増進を図る。                                      | 「児童発達支援（就学前の児童）」、「放課後等デイサービス（就学時の児童）」等の利用を必要とする障害児に対して、申請に基づき、保護者または児童に対して認定調査を実施した上で支給決定を行う。  | 支給決定者数1,068人<br>支給決定件数：児童発達支援471件、放課後等デイサービス597件、障害児相談支援188件、保育所等訪問支援45件、<br>申請に基づき、必要なサービスを支給決定することができた。相談支援の利用も徐々に進んでいる。     |
| 46   | 245  | 障害支援区分認定事業            | 保健福祉部障害福祉課    | 障害者がその障害の状況にあった適切なサービスを受けられるようにする。                 | 障害福祉サービスを必要とする方を対象に、認定調査員による面接及び障害支援区分認定調査を行う。その認定調査結果と医師意見書を基に、市町村審査会に審査判定を依頼する。<br>審査会による審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定を行い、サービス利用までの一連の事務を行う。                                  | 障害支援区分を認定することで、適正なサービスの利用につなげることができた。<br>障害支援区分認定審査会開催回数12回/年<br>障害支援区分認定調査件数289件（うち業務委託件数81件）<br>茨城県障害支援区分認定審査会委員研修1回（リモート開催） |
| 47   | 246  | 心身障害者扶養共済年金           | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来性に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。 | 障害者を扶養している保護者から毎月一定の掛金を納めてもらい、保護者に万一（死亡又は重度障害者）があったとき、障害のある方に終身一定の年金を支給する。   | 年金受給者に対しては、年金の支給を行うことにより生活の安定を資することができた。また、加入者に対しては、障害者に対する将来の不安軽減を図ることができた。   |
| 48   | 247  | 障害者日中一時預かりサービス利用費助成事業 | 保健福祉部障害福祉課    | 家族の介護に係る身体的、精神的及び経済的負担の軽減に資する。                     | 事業者と当事業に関する協定を締結する。<br>支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付する。<br>請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。   | 障害者（児）を在宅で介護する家族の一時的休息等を確保し、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図った。   |
| 49   | 248  | 障害者移動支援サービス利用費助成事業    | 保健福祉部障害福祉課    | 障害者（児）の社会参加の機会の拡大を図る。                              | 事業者と当事業に関する協定を締結する。<br>支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付する。<br>請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。   | 移動支援サービスの利用を促進し、障害者（児）の社会参加の機会拡大や日常生活及び余暇時間の充実を図った。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                       | 課名            | 事業の目的                                      | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|-----------------------------|---------------|--|--|--|
| 50   | 249  | 地域活動支援センターⅠ型事業              | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者等の地域生活支援の促進を図る。                         | 日常生活の支援、地域交流等の場の提供、創作的活動又は生産活動の機会の提供、情報の提供、相談支援の実施   | R2年度利用者数実績（延べ利用者数）4,208名（通所）+802名（相談）=5,010名<br>在宅における精神障害者等に対して、創作的活動または生産活動の機会を提供を行い、あわせて、相談支援事業を実施することにより、障害者の地域生活支援の促進を図ることができた。                     |
| 51   | 250  | 重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成事業      | 保健福祉部障害福祉課    | 障害者（児）の健康の保持並びにその介助に係る家族の身体的及び経済的負担の軽減を図る。 | 事業者と当事業に関する協定を締結する。支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付し、訪問入浴サービスを実施する。<br>事業者からの請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。<br>利用者は利用費の1割を自己負担する。ただし非課税世帯は自己負担なし。                          | 在宅の重度身体障害者（児）の健康保持並びに介助に係る家族に身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図った。<br>月8回の支給決定者が、週2回の助成を受けられるように要綱を改正した。  |
| 52   | 251  | 地域活動支援センターⅢ型事業              | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者等の地域生活支援の促進を図る。                         | 日常生活の支援、地域交流等の場の提供、創作的活動又は生産活動の機会の提供、情報の提供、相談支援の実施   | R2年度利用者数実績（延べ利用者数）3,030名（通所）+787名（相談）=3,817名<br>在宅における精神障害者に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与し、あわせて、相談支援事業を実施することにより、障害者の地域生活支援の促進を図ることができた。      |
| 53   | 252  | 障害者福祉タクシー利用料金助成事業           | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者の外出を支援し、社会参加の促進を図る。                     | 障害のある方が外出する際に1枚500円（1回の乗車につき2枚まで）の運賃を助成する。年間36枚（じん臓機能障害者で人工透析を行っている方は108枚）交付する。  | タクシー運賃料金の一部を助成することにより、障害者の日常生活の利便性の向上や社会参加に寄与することができた。   |
| 54   | 253  | 意思疎通支援事業                    | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者の社会参加の機会を拡大し、もって福祉の増進を図る。               | 聴覚障害者等が医療機関における受診、財産の管理、健康の維持増進、労働環境の整備、公共機関における手続き、社会参加を営むための必要な態度・習慣又は能力を養うための講習会への参加に対し、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣する。<br>聴覚障害者等が各種申請等で来庁した際の情報保障を行うため手話通訳者を設置する。 | 手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の社会参加の機会拡大を図ることができた。   |
| 55   | 254  | 障害福祉計画策定事業                  | 保健福祉部障害福祉課    | 障害者施策の総合的な推進を図る。                           | つくば市障害者計画策定懇談会の開催<br>障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」（3か年計画）を策定する。<br>障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定する。   | 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を同時期に策定することとし、アンケート調査と障害者関係団体ヒアリングを実施して、その内容を施策等に盛り込むことで内容の充実を図ることができた。<br>また、令和2年11月～12月の期間でパブリックコメントを実施し、市民の意見を取り入れた計画を策定することができた。 |
| 56   | 255  | 理学・作業・言語療法指導事業（理学・作業療法指導事業） | 保健福祉部障害福祉課    | 障害児・者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになる。         | 地域活動支援事業において、機能訓練指導の実施、及び職員の指導<br>児童発達支援事業において、機能訓練指導、保護者への指導、職員の指導の実施   | 4か所の福祉支援センターにて、機能訓練指導を実施し、福祉支援センター利用者の心身機能の維持、向上、また機能低下を遅らせることができた。<br>福祉支援センター職員専門研修会を4回実施（DVD映像の視聴による研修）し、職員の知識及び支援技術の向上を図ることができた。（延べ参加人数：288人参加率98%）  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                 | 課名            | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|-----------------------|---------------|---|--|--|
| 57   | 256  | 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 | 保健福祉部障害福祉課    | 意思疎通が困難で介護者がいない重度障害者等が入院した際に、コミュニケーションを支援する者を派遣し、円滑な医療行為につなげる。                      | 重度の障害者のうち、意思疎通が困難で、かつ介護者がいない方が医療機関に入院する場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療機関従事者等に伝えることができる方をコミュニケーション支援員として医療機関に派遣。<br>市に利用申請をし決定を受けた者が、要綱に定める範囲内で、事業者からサービス（コミュニケーション支援員の派遣）を受ける。 | 事業について周知が図られた。<br>利用件数0件   |
| 58   | 257  | 更生医療給付事業              | 保健福祉部障害福祉課    | 身体障害者の自立と社会経済活動への促進を図る。   | 更生のために医療が必要な身体障害者に対し、特定の医療（対象となる医療が障害別に定められている。）を受けた場合の医療費総額の自己負担分3割の内、2割を（生活保護受給者は10割）公費で助成する。  | 認定件数：330件（内支給件数：253件）<br>公費支出額：183,920,277円  |
| 59   | 258  | 育成医療給付事業              | 保健福祉部障害福祉課    | 身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行なう負担を軽減する。 | 医療が必要な児童に対し、特定の医療（対象となる医療が障害別に定められている。）を受けた場合の医療費総額の自己負担分3割のうち、2割を（生活保護者は10割）公費で助成する。  | 認定件数：22件（内支給件数：22件）<br>公費支出額：1,180,821円  |
| 60   | 259  | 精神通院医療給付事業            | 保健福祉部障害福祉課    | 通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減する。  | 自立支援医療受給者証の交付申請の受付及び茨城県が所管する茨城県精神保健福祉センターへ申請書類の進達を行う。<br>県が発行した受給者証を申請者に交付する。  | 申請件数：新規：580件、再認定：926件、その他：1,207件、受給者証交付件数：3,185件<br>受給者証を交付することで、精神医療を受診する人の通院医療費の自己負担を軽減できた。<br>※令和2年度は新型コロナ拡大防止のため、受給者証の有効期限が1年間延長されたことにより、再認定の件数が少なかった。 |
| 61   | 260  | 福祉相談支援事業（委託）          | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者の自立を促進する。  | 市内3か所の指定相談支援事業者に委託し実施。月曜日から金曜日まで（祝日除く）、相談窓口として相談支援員を配置し、障害者等へ情報提供や助言を行い、生活全般をサポートする。   | 基幹相談支援センターと市内指定相談支援事業所が連携することで、各地域で相談支援を実施することができた。  |
| 62   | 261  | 障害者自立支援協議会            | 保健福祉部障害福祉課    | 障害者の地域生活を支援する体制構築を推進し、障害者福祉の向上を図る。  | 障害者自立支援協議会において課題ごとの会議体制で、障害者が地域で生活するための支援体制等の課題について、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。  | 全体会1回、部会4回（おとな部会2回、子ども部会2回）、事務局会議4回を開催。<br>自立支援協議会に意見を求め、医療的ケア児の災害時個別支援計画及びガイドブックを作成した。<br>障害者就労支援施設による物品販売の拡大については、来年度の協議会で継続協議することとなった。                  |
| 63   | 262  | 障害者虐待防止事業             | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者の権利利益の養護に資するため。  | 障害者虐待に対応できる体制の整備（障害者虐待防止センターの運営、対応手順書の作成、24時間・365日の相談体制整備、一時保護のための居室確保、障害者虐待防止ネットワーク構築等）、虐待対応（通報・届出受理、情報収集、事実確認、ケース会議、ケース支援）、虐待予防（研修会開催、虐待防止パンフレット配布）                  | 障害者虐待防止に対する体制を整備し、市民等からの通報があった際には迅速に行動し、適切な初動対応をとることができた。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                   | 課名            | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果  |
|------|------|-------------------------|---------------|--|--|---|
| 64   | 263  | 発達障害相談支援事業              | 保健福祉部障害福祉課    | 発達障害児等の福祉の向上を図る。   | 臨床心理士・臨床発達心理士等により、発達の気になる児童とその保護者に対し相談や検査を実施し、障害の早期発見・早期支援のための助言・支援等を行う。また、関係機関の職員等に対し助言等の支援や、関係機関との連絡調整を行う。 | 事業担当者や関係部署の職員が、各相談や関係部署の役割を理解したことで、市民にとっては適切な窓口につながりやすくなった。また、切れ目ない支援の実現に向けて、庁内の情報連携がしやすくなった。   |
| 65   | 264  | 成年後見制度利用支援事業            | 保健福祉部障害者地域支援室 | 判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方について、その判断能力を補い財産等の権利を擁護するため。 | 成年後見制度の市長申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬を支給する。   | 成年後見制度の周知普及と市町村申し立ての実務体制整備により、障害者の権利擁護を行い、生活の安心・安全を図ることができた。  |
| 66   | 265  | 福祉相談事業（直営）              | 保健福祉部障害者地域支援室 | 地域で生活する障害者等の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整などを行い、障害者の自立と地域生活の推進を図る。   | 職員及び、委託する身体障害者相談員、知的障害者相談員が当事者等から相談を受け、内容に応じて適切な関係機関、関係各課等の支援、手続き担当者につないだり（連絡・調整）、情報提供や助言などの支援を行う。           | 相談者を適宜、関係機関等へつなげることができた。  |
| 67   | 266  | 児童発達支援センター事業            | 保健福祉部障害福祉課    | 障害のある児童と保護者の包括的な支援のための「児童発達支援センター」を設置する。                   | 障害児に対する療育訓練と保護者への支援を包括的に実施する上で、中核的役割をもつ児童発達支援センターを設置する。  | 令和2年4月に障害児相談支援事業所を障害者地域支援室内に開設。保育所等訪問支援事業の開設に向けて、課内実務担当者での協議と先進地視察（随時）<br>筑波大学がPFI事業で建物を整備し、その一部を市が賃借して児童発達支援センターを設置するため、筑波大学と協議を進めた。令和3年2月筑波大学が事業者の公募を開始し、11月中に事業者が選定される予定 |
| 68   | 267  | 地域活動支援サービス（福祉支援センターさくら） | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。                               | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。                        | 個別支援計画に沿った事業運営を行った。作業療法士や理学療法士等、専門職の指導を受け、個別の障害に適したサービスを提供し、所内外での訓練活動や生産活動等を実施し、社会適応訓練等の充実を図った。   |
| 69   | 268  | 児童発達支援（福祉支援センターさくら）     | 保健福祉部障害者地域支援室 | 日常生活に必要な基本的動作や、自活に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。                 | 保護者と児童に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導などの支援を提供する。        | 児童の状況及びニーズを的確に捉え、個別支援計画を策定し、当該計画に基づき、利用者及び保護者に対し、児童の発達を促し、日常生活への指導、相談援助等を含めた療育支援を行うことができた。  |
| 70   | 269  | 地域活動支援サービス（福祉支援センターやたべ） | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。                               | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。                        | 運営規定・個別支援計画に沿った事業運営を行った。作業療法士や理学療法士から指導を受け、個別の障害に適したサービスを提供することができた。また、生産活動等を実施し、社会適応訓練等の充実を図った。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                    | 課名            | 事業の目的   | 事業の概要   | 成果   |
|------|------|--------------------------|---------------|---|---|--|
| 71   | 270  | 地域活動支援サービス（福祉支援センターとよさと） | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。                              | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。   | 個別支援計画に沿った事業運営を行った。作業療法士や理学療法士から指導を受け、個別の障害に適したサービスを提供することができた。  |
| 72   | 271  | 児童発達支援（福祉支援センターとよさと）     | 保健福祉部障害者地域支援室 | 日常生活に必要な基本的動作や、自活に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。                | 保護者と児童に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導などの支援を提供する。   | 児童の状況及びニーズを的確に捉え、個別支援計画を策定し、その計画に基づき、療育指導を提供することができた。このことにより、日常生活への指導や身辺自立に向けての支援や助言を行い、児童の発達を促すことができた。      |
| 73   | 272  | 地域活動支援サービス（福祉支援センターくさざき） | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。                              | 個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎・入浴サービス等の支援を提供する。  | 運営規定・個別支援計画に沿った事業運営を行った。作業療法士や理学療法士から指導を受け、個別の障害に適したサービスを提供することができた。また、生産活動等を実施し、社会適応訓練等の充実を図った。             |
| 74   | 273  | 児童発達支援事業（福祉支援センターくさざき）   | 保健福祉部障害者地域支援室 | 日常生活に必要な基本的動作や自活に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。                 | 保護者と児童に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導などの支援を提供する。   | 児童の状況及びニーズを的確に捉え、個別支援計画を策定し、その計画に基づき、療育指導を提供することができた。このことにより、児童の発達を促し、日常生活への指導、アドバイス等の支援を行なうことができた。          |
| 75   | 274  | 在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業           | 保健福祉部高齢福祉課    | 高齢者の健康の保持及び生活環境の向上を図り、在宅福祉の増進に寄与する。                       | 布団（掛布団・敷布団・毛布）の丸洗い乾燥を、年1回または年2回実施<br>※布団の替えがない方には、布団の貸出を無料で行う。<br>本人もしくは家族等から申請を受け、市で対象条件を確認後、交付が決定したら助成券を自宅に郵送する。委託業者には、交付決定の都度、利用者リストを送付し、事業の実施を依頼する。 | 布団の丸洗い乾燥を無料で行ったことで、高齢者の健康を保持し、生活環境を向上して、在宅福祉の増進に寄与できた。（助成券交付者数：1,621名）                                       |
| 76   | 275  | 高齢者日常生活支援事業              | 保健福祉部高齢福祉課    | 高齢者の日常生活を支援し、もって高齢者の在宅福祉の増進に資する。                          | 部屋の清掃や草取り等の作業を依頼する際の費用の一部を助成する。<br>一世帯当たり500円券を年間12枚交付する。   | 日常生活を送る上で、自ら行うことが困難な部屋掃除や草取り等の軽易な作業を依頼した際にかかる費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活を支援し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与できた。（助成券交付者数：1,038名） |
| 77   | 276  | 福祉有償運送事業                 | 保健福祉部高齢福祉課    | 身体障害者、要介護認定者等の交通手段の利用を十分に確保することができない方の社会参加を促進し、福祉の増進に資する。 | 道路運送法第79条の登録を受けて福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等に対し、補助金を交付する。  | 4月に福祉有償運送事業補助金交付申請を受付、2事業者に対し交付決定を行った。3月の実績報告書提出に基づき、事業所への補助金の支払いをし支援することで、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進が図れた。          |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                  | 課名         | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|------------------------|------------|--|--|--|
| 78   | 277  | 老人ホーム入所措置事業            | 保健福祉部高齢福祉課 | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の中で入所判定委員会により入所が必要と認められた者に対し、市の職権により養護老人ホームに入所措置し、その生活費を支弁する。<br>被措置者本人の所得に応じて、生活費の一部を徴収する。 | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の中で入所判定委員会により入所が必要と認められた者に対し、市の職権により養護老人ホームに入所措置し、その生活費を支弁する。<br>被措置者本人の所得に応じて、生活費の一部を徴収する。 | 措置入所者の状況が変更した際には、施設の担当者と連携を図って対応し、入所者の生活の安定に寄与することができた。新型コロナウイルス感染症防止のため、施設訪問をして本人と面談ができなかったが施設からの報告により、継続して措置が必要であることを確認した。 |
| 79   | 278  | ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業 | 保健福祉部高齢福祉課 | 急病、災害その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者等の不安を解消するとともに生活の安全を確保する。  | ひとり暮らしの高齢者等にペンダント型無線発信機等を貸与する。   | 緊急通報システムの通報、お伺い電話等により、救急搬送だけでなく、入院・入所等も把握でき、ひとり暮らし高齢者の不安解消、生活の安全の確保に寄与できた。29件の通報があり、救急車による搬送等の対応ができた。（利用者数：181名、新規設置：24名）    |
| 80   | 279  | ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業       | 保健福祉部高齢福祉課 | ひとり暮らし高齢者の安否確認、健康保持、孤独感解消を図る。  | 70歳以上のひとりで生活している高齢者に、乳製品を週に3回まで、安否確認を兼ね手渡しで配達する。<br>不在時や緊急時には事業者から連絡が入り、高齢福祉課が緊急連絡先に連絡を取ることで安否確認を行う。                                   | ひとり暮らし高齢者の健康保持や定期的な安否確認による不安解消に寄与できた。（利用者：42人、新規利用申込者数：10人、安否確認：24回）   |
| 81   | 280  | 高齢者生きがい活動支援事業          | 保健福祉部高齢福祉課 | 能力に応じた社会参加活動を通じた、高齢者の生きがいづくりと健康の保持を図る。   | シルバークラブ大会：役員功労者表彰、感謝状贈呈、講演会等<br>シルバークラブ育成支援：年間を通じてシルバークラブ連合会の事務局として支援する。   | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためシルバークラブ大会を中止したが、顕彰事業などの事業実施方法を、委託先の社会福祉協議会と協議及び検討し、社会参加活動等を通して、高齢者の生きがいづくりに寄与できた。                         |
| 82   | 281  | 高齢者労働能力活用事業費補助         | 保健福祉部高齢福祉課 | 高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進及び就業機会の拡大を図り、高齢者福祉の増進に資する。  | 公益社団法人つくば市シルバー人材センターが円滑な運営ができるように補助金を交付する。   | 補助金を交付することにより、シルバー人材センターの円滑な運営を支援し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等に寄与できた。   |
| 83   | 282  | いきいきサロン事業              | 保健福祉部高齢福祉課 | 高齢者の仲間づくりや生きがい活動を行うことにより、自立と社会参加を促進するため。   | 老人福祉センターなどの市内4か所が高齢者が自由に参加できる通常サロンを開催する。また、10人以上のグループからの依頼により講師を派遣し、出前サロンを開催する。  | 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言などに伴い、中止となるが多かったが、高齢者の自立と社会参加の促進に寄与できた。（通常サロン：実施回数105回、延べ利用者数652人）（出前サロン：実施回数15回、延べ利用者数133人）            |
| 84   | 283  | 健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会     | 保健福祉部高齢福祉課 | 高齢者に適したスポーツを通じて、健康の維持増進を図るとともに、地域間の交流を深め、明るく活力のある長寿社会を推進する。  | 単位シルバークラブや高齢者団体へ広報紙等を利用して募集、茨城県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会の予選会として市大会（グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ベタンク、輪投げ）を開催する。   | 開催中止   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                       | 課名         | 事業の目的  | 事業の概要   | 成果   |
|------|------|-----------------------------|------------|--|---|--|
| 85   | 284  | 敬老祝金給付事業                    | 保健福祉部高齢福祉課 | 長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与する。  | 一般敬老祝金<br>・75歳以上（3,000円）の方へ商品券を簡易書留で郵送する。<br>特別敬老祝金<br>・88歳（10,000円）及び101歳以上（20,000円）の方へ商品券を簡易書留で郵送する。<br>・100歳（30,000円）の方の自宅を訪問又は高齢福祉課窓口で、現金を給付する。 | 一般敬老祝金（商品券）：75歳以上（3,000円）21,579人<br>特別敬老祝金（商品券）：88歳（10,000円）783人、101歳以上（20,000円）67人<br>特別敬老祝金（現金）：100歳（30,000円）46人<br>商品券の使用率：96.4%                        |
| 86   | 285  | 敬老福祉大会事業                    | 保健福祉部高齢福祉課 | 多年にわたり社会の発展に寄与してこられた70歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、高齢者の健康づくりや社会参加を促進する。 | 実行委員会内容を企画協議する。広報で開催のお知らせを掲載し、該当者あてに案内状を送付し敬老福祉大会を開催する。   | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、敬老福祉大会を中止としたが、その代わりに70歳以上の対象者に敬老福祉大会中止のお知らせとマスクを配布した。また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用により、市民生活応援事業として5,000円の商品券を配布し、長寿を祝福し敬老の意を表する目的を果たした。 |
| 87   | 286  | 長寿をたたえる事業                   | 保健福祉部高齢福祉課 | 長寿をたたえるとともに、高齢者を敬愛する意識の啓発を図る。  | 8月1日現在で市内に住所を有し、100歳の誕生日を迎える方に、老人週間の前後2週間以内に市長などが訪問し、ほう状などを贈呈する。  | 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、事前に贈呈方法について調査し、9月に対象者46人に対して、自宅を訪問又は高齢福祉課窓口でほう状などを贈呈した。   |
| 88   | 287  | 高齢者用福祉タクシー助成事業              | 保健福祉部高齢福祉課 | 高齢者の外出支援及び社会参加を促す。   | 65歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の高齢者世帯、または70歳以上で市民税非課税世帯のタクシー運賃の一部を助成する。申請を受け、審査し該当者に500円券×18枚の助成券を交付する。   | 高齢者の外出支援、社会参加に役立つことができた。（交付者数：1,921名）  |
| 89   | 288  | あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施術費助成事業 | 保健福祉部高齢福祉課 | あん摩、マッサージ等の施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与する。                                  | 70歳以上の高齢者に対し、あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施術を受ける際の費用の一部を助成する。（年間最大1,000円券×8枚）<br>※健康保険法、その他の法令により医療に関する給付として行われているものを除く。                                     | あん摩、マッサージ、はり及びきゅうの施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与することができた。   |
| 90   | 289  | ねたきり高齢者理美容料助成事業             | 保健福祉部高齢福祉課 | ねたきりの高齢者の衛生的で健康的な生活を支援すると共に、家族の負担を軽減し、在宅高齢者福祉の増進に寄与する。                   | 65歳以上で要介護4、5認定者または常時ねたきりで理美容所に行くことが困難な在宅の方が、出張理美容を受ける際の利用料金助成を行う。<br>年間助成券（4,000円×2枚）を交付し、助成券は市の協力理美容所で使用する。  | ねたきりの高齢者に対して、居宅における理美容料金の一部を助成することにより、利用者の衛生的で健康的な生活を支援すると共に、家族の負担を軽減し、在宅高齢者福祉の増進に寄与できた。   |
| 91   | 290  | シルバークラブ育成事業                 | 保健福祉部高齢福祉課 | いきいきとした高齢期の生活づくりを支援する。   | 補助金を交付し、シルバークラブ連合会と連合会に所属する単位シルバークラブの活動を支援する。   | 補助金を交付することでシルバークラブの活動を支援することができた。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名             | 課名         | 事業の目的                                   | 事業の概要   | 成果  |
|------|------|-------------------|------------|---|---|---|
| 92   | 291  | ふれあい元気広場管理運営事業    | 保健福祉部高齢福祉課 | 高齢者の健康を増進し生きがい意欲を高める。                   | ふれあい元気広場のクロッカーコート・ニューススポーツコートの維持管理<br>ふれあい元気広場の休憩所の維持管理<br>高齢福祉課窓口において施設の貸出<br>作岡財産区から無償で土地の借用をし、整備管理を行う。   | 新型コロナウイルス感染症対策のため、施設の利用を中止していた期間があった。<br>グラウンドの芝の状態を把握し、芝刈り（機械）4回の実施により、高齢者が安全で快適に広場を利用することができた。<br>老朽箇所（ベンチ）の整備やごみ箱などの環境整備を行い、高齢者が快適に利用できるようにした。 |
| 93   | 292  | 宅配食事サービス事業        | 保健福祉部高齢福祉課 | ひとり暮らしの方や高齢者世帯の安否確認及び健康保持               | ひとり暮らし・高齢者世帯の方に、高齢者向け配食サービス事業所で調理した栄養バランスの取れた夕食を希望の曜日に配食する。配食の際、利用者の安否確認が取れない場合や異変発生時は、市職員が緊急連絡先に連絡・対応する。<br>新規利用申込者に対して訪問調査を実施し、健康状況や緊急連絡先等を確認して実態を把握し、対象者に該当するか審査する。（申請受付：随時） | 新規利用者については、協力員含め本事業に対する理解がやや得られているように感じられる。<br>新規利用申込者数：79名利用者数：140名安否確認件数：58件  |
| 94   | 293  | つくば市高齢者福祉計画事業     | 保健福祉部高齢福祉課 | 計画を策定し、高齢者福祉施策の推進を図る。                   | 老人福祉及び介護保険の一体的な展開が図られるように「つくば市高齢者福祉計画」を策定する。  | 委員より、会議資料の改善及び計画策定に対する評価の声をいただいたことにより、つくば市高齢者福祉計画（第8期）の策定が完了し、高齢者福祉施策の推進を図ることができた。  |
| 95   | 294  | 地域密着型サービス整備費等補助事業 | 保健福祉部高齢福祉課 | 介護施設を整備し、高齢者福祉の向上を図る。                   | 地域密着型サービス拠点等の整備を促進するため、県の施設整備補助金を活用して、事業者に補助金を交付する。   | 第7期つくば市高齢者福祉計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホーム2施設及び介護付き有料老人ホーム1施設が開設された。   |
| 96   | 295  | 施設指定及び指導監査業務      | 保健福祉部高齢福祉課 | 適正な介護保険サービスの充実を図る。                      | 事業所の指定申請による指定を行う際、書類の審査及び現地確認等を実施したうえで指定する。指定後については社会福祉課、介護保険課と共同で定期的な監査を行う。  | 前年度及び今年度で、前年度に入居開始した住宅を除くすべてのサービス付き高齢者向け住宅の監査を行うことができた。<br>社会福祉施設、居宅サービス及び地域密着型サービス事業所も含め、合計59か所の監査を行った。  |
| 97   | 296  | 高齢者健康遊具事業         | 保健福祉部高齢福祉課 | 高齢者の外出支援と健康維持を図る。                       | 二の宮公園、荃崎運動公園、大池公園、梅園公園、谷田部多目的広場、花畑近隣公園、川口公園の市内7か所に設置してある高齢者健康遊具の点検及び修繕を行う。  | 3月に点検事業者による市内7か所の健康遊具の点検を実施した。また、継続して高齢福祉課の窓口、各窓口センターにパンフレットを配置し、事業周知をした。   |
| 98   | 297  | 在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業  | 保健福祉部高齢福祉課 | 紙おむつを必要としている高齢者及び要介護者を抱える家族の経済的負担軽減を図る。 | 日常生活において紙おむつを使用している65歳以上で要介護1以上の在宅高齢者に対し、年間1回紙おむつ購入費助成券を発行する。<br>助成券は1,000円券×24枚、要介護4・5で市民税非課税世帯に属する場合は同券を48枚を限度に交付する。なお、申請時期により、給付枚数が少なくなる。                                    | 紙おむつ等を必要とする高齢者及びその家族の経済的負担を軽減できた。   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名              | 課名            | 事業の目的  | 事業の概要   | 成果  |
|----------|----------|--------------------|---------------|--|---|---|
| 99       | 298      | 障害児相談支援事業          | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害のある子どもや家族が抱える課題や適切なサービス利用に向けてきめ細かい支援を実施することで、障害児の自立した生活を支える。 | 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）や障害福祉サービス等を申請した障害児に対して、サービス等利用計画または障害児利用支援計画についての相談及び作成をし、一定期間ごとに利用計画等の再評価（モニタリング）等の支援を行う。 | 令和2年4月障害児相談支援事業所開設（障害者地域支援室内）<br>基本相談：のべ28件<br>計画相談：7件（計画変更含む）<br>継続相談支援：11件                          |
| 100      | 299      | ICT高齢者いきいき健康アップ事業  | 保健福祉部高齢福祉課    | 活動量計を身に付けて歩き、歩数及び運動強度を確認することにより、運動を習慣化し、介護予防や健康づくりを推進する。       | 参加者は歩数及び運動強度のデータを市内8か所に設置してあるタブレットから送信する。2か月に1度運動結果を送付し、健康データの「見える化」に取り組む。  | 5月に新規参加者募集（新規参加者11人）。6月に新規参加者向け事業説明会及び体力測定。<br>4、6、8、10、12、2、3月に月間の運動結果を送付。                           |
| 101      | 300      | つくば市高齢者憩いの広場活動支援事業 | 保健福祉部高齢福祉課    | 高齢者の介護予防及び孤立化の防止   | 週1回以上、高齢者を中心とした地域住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化防止のための活動を行う団体へ補助金を交付する。   | 新型コロナウイルス感染症の影響で周知活動も十分にできず、活動自体も自粛を強いられる中においても活動への要望はあり、活動団体も前年度6団体から今年度9団体へと増加し、高齢者の介護予防と孤立化防止が図れた。 |
| 102      | 301      | つくば市介護人材確保事業       | 保健福祉部高齢福祉課    | 介護サービスの安定した供給及びサービスレベルの向上を図る。                                  | 介護業界未経験者の方で、市内介護事業所に新規に就労する方に対し、一時金を助成する。<br>市内介護事業所に6か月以上就労している方で、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した者に研修費用の一部助成を行う。               | スタートアップフォロー給付金24件、キャリアアップ費用給付金13件<br>前年度より2件増加した。   |
| 103      | 302      | 成年後見制度推進事業         | 保健福祉部障害者地域支援室 | 知的障害者又は精神障害者の権利擁護を行い、障害者等の安心・安全を図る。                            | つくば市社会福祉協議会への委託により、成年後見制度の普及啓発、利用支援、法人後見の受任、市民後見人養成及びその支援、後見監督人の受任を行う。  | 相談体制や後見人支援等支援体制を強化することができ、また市民後見人のフォローアップを行うことができた。   |
| 104      | 303      | 桜老人福祉センター管理運営事業    | 保健福祉部高齢福祉課    | 高齢者の健康増進、教養の向上やレクリエーション活動の場を提供し、福祉の向上を図る。                      | 入浴設備の適正な施設管理及び整備<br>各種サークル等の支援や高齢者の活動場所の提供<br>社会福祉協議会主催事業への施設貸出   | 前年度課題となっていた脱衣室床の張替、屋外トイレ、排煙濃度計、洋風呂の天井の修繕を実施したことにより、施設を安心して利用していただける体制となり、利用者の健康増進、福祉の向上を図ることができた。     |
| 105      | 304      | 谷田部老人福祉センター管理運営事業  | 保健福祉部高齢福祉課    | 高齢者の健康増進、教養の向上やレクリエーション活動の場を提供し、福祉の向上を図る。                      | 施設及び浴場設備の維持管理を行い、利用者に安心・安全で快適な環境を提供する。また、利用者の交流を促進するために、カラオケ機器や各種サークル活動のための部屋の貸出を行う。加えて、教養講座としてヨガ講座を実施し健康維持を図る。       | 入浴施設の改修設計業務を行い改修工事の準備を整えた。また、施設の適正管理に努め、入浴施設等を安定して提供し、利用者の健康増進、福祉の向上を図ることができた。                        |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名                             | 課名            | 事業の目的                                       | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|-----------------------------------|---------------|---|--|--|
| 106      | 305      | 茎崎憩いの家管理運営事業                      | 保健福祉部高齢福祉課    | 市民に憩いの場を提供し、福祉の増進に寄与する。                     | 利用者に部屋を貸し出し、管理運営を行う。<br>施設が安全で快適に利用できるよう維持管理業務を行う。   | 施設に適正管理に努め、市民に憩いの場を提供した。   |
| 107      | 306      | 茎崎老人福祉センター管理運営事業及び茎崎農村高齢者交流センター管理 | 保健福祉部高齢福祉課    | 高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション活動等への場を提供する。          | 利用者に茎崎老人福祉センター及び茎崎農村高齢者交流センターの部屋の貸出、管理運営を行う。<br>施設が安全で快適に利用できるよう維持管理業務を行う。   | 保守点検結果をもとに、自動ドア及び消防設備の修繕を実施した。また、突発的な修繕に迅速に対応したことにより、施設が安全に利用できるよう管理し、利用者の健康増進、福祉の向上を図ることができた。 |
| 108      | 307      | 特別会計繰出金事務                         | 保健福祉部国民健康保険課  | 国民健康保険事業の安定した運営を図る。                         | 一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う。<br>※行政改革アクションプラン「61一般会計からの繰越金などの抑制」該当  | 一般会計からの繰り入れを大幅に減らし、国民健康保険事業の安定に寄与することができた。   |
| 109      | 308      | 障害者の生活基盤確保と就労支援                   | 保健福祉部障害者地域支援室 | 障害者雇用率の増加を図る。                               | つくば市障害者雇用促進協議会を開催し、ハローワークと連携した事業を行うことで、就労する意欲のある障害者に対して必要な情報を提供する。   | 必要な情報提供を実施した。  |
| 110      | 309      | 国保資格の得喪                           | 保健福祉部国民健康保険課  | 国民健康保険法に基づき、資格の適用及び証の交付を行い、被保険者の経済的負担を軽減する。 | 法令に基づき、国民健康保険の資格取得、資格喪失等事務及び被保険者証等の交付事務を行う。<br>限度額認定証、特定疾病療養受給者証の交付申請があった者について、審査をしたうえで各種証書を交付する。  | 被保険者が届出の必要性を理解するよう周知に努め、また届出しやすいよう環境を整えることで、業務の円滑な推進を図ることができた。                                 |
| 111      | 310      | 高額療養費と出産育児一時金の貸付                  | 保健福祉部国民健康保険課  | 被保険者の経済的負担を軽減する。                            | 被保険者から申請時に提出された医療費証明に基づき、貸付額の算出及び審査を行う。<br>貸付額決定後、その貸付額を医療機関へ振り込み、後日高額療養費（出産育児一時金）の支給金額を返還に充当する。   | 高額療養費貸付申請に対して速やかに支給することができた。   |
| 112      | 311      | レセプト点検整理事務                        | 保健福祉部国民健康保険課  | 適正な医療費の給付を行う。                               | 会計年度任用職員（レセプト点検員）による診療内容点検により、請求内容に疑義があるものについて茨城県国民健康保険団体連合会へ再審査請求を行う。<br>資格点検により国保資格喪失後受診のレセプトを抽出医療機関に返戻して過誤調整を行う。拒否されたものは、被保険者へ返納金の直接請求を行う。<br>※行政改革アクションプラン「34レセプト点検による医療費の適正化」該当 | レセプトの内容点検及び資格点検を行うことで、医療費の適正化を推進することができた。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名         | 課名           | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果  |
|------|------|---------------|--------------|--|--|---|
| 113  | 312  | 国民健康保険税徴収事業   | 保健福祉部国民健康保険課 | 安定した国民健康保険事業を運営する。                             | 国民健康保険税の収納管理及び過誤納金の還付処理を実施する。住民税の賦課期日以降の転入者が国民健康保険に加入した場合などは、所得が不明なため前住所地の自治体に所得照会を行う。<br>※行政改革アクションプラン「37国民健康保険税の滞納額の縮減」該当                | 国民健康保険税の賦課に必要な課税資料の収集や被保険者への国保税還付を適正に実施することができた。口座振替不能件数が令和元年度3.29%から令和2年度2.44%へと減少が見られた。 |
| 114  | 313  | 国民健康保険税賦課徴収事業 | 保健福祉部国民健康保険課 | 国民健康保険税の賦課徴収事務を円滑に執行し、収納率向上を図ることで国保財政の安定化を目指す。 | 条例に基づき、国民健康保険加入世帯に対し適正に国民健康保険税を賦課し、納付書を発送する。<br>収納率向上対策として制度改正のお知らせや口座振替促進用パンフレット等を作成し配布する。  | 国民健康保険税の賦課に必要な課税資料の収集を行い適正な賦課を実施できた。  |
| 115  | 314  | 国保運営協議会運営     | 保健福祉部国民健康保険課 | 国保事業の円滑な運営に関する重要事項を審議する。                       | 国民健康保険運営協議会は市長の諮問機関であり、委員の構成は被保険者代表4名、医師・薬剤師代表4名、公益代表4名、被用者保険代表2名となっており、市長の諮問に応じて各々の立場から、議題等を審議検討し、諮問事項に対する意見を市長に答申する。                     | 運営協議会委員は、被保険者、医師・薬剤師、公益代表、被用者で構成されていることから、それぞれの視点から多面的に意見を聴取し、評価することができた。                 |
| 116  | 315  | 一般被保険者療養給付費   | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担の軽減を図る。                              | 一般被保険者に係る医科、歯科、調剤などの医療費を被保険者の負担割合に応じて保険者が負担する。<br>国民健康保険の広域化に伴い、茨城県が審査支払機関へ診療報酬の直接支払いを行うため、市町村においては国保連の診療報酬支払額と県から歳入で受ける保険給付費等交付金の振替業務となる。 | 手続きが滞りなく実施された。  |
| 117  | 316  | 退職被保険者等療養給付費  | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担を軽減する。                               | 退職被保険者に係る医科、歯科、調剤などの医療費を被保険者の負担割合に応じて保険者が負担する。<br>国民健康保険の広域化に伴い、茨城県が審査支払機関へ診療報酬の直接支払いを行うため、市町村においては国保連の診療報酬支払額と県から歳入で受ける保険給付費等交付金の振替業務となる。 | 手続きが滞りなく実施された。  |
| 118  | 317  | 一般被保険者療養費     | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担の軽減を図る。                              | 一般被保険者に係る柔道整復、鍼灸、補装具などの療養費相当額を茨城県国民健康保険団体連合会や柔道整復師会、被保険者へ支給する。   | 手続きが滞りなく実施された。  |
| 119  | 318  | 退職被保険者等療養費    | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担を軽減する。                               | 退職被保険者に係る柔道整復、鍼灸、補装具などの療養費相当額を茨城県国民健康保険団体連合会や柔道整復師会、被保険者へ支給する。   | 手続きが滞りなく実施された。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名            | 課名           | 事業の目的                                  | 事業の概要   | 成果   |
|------|------|------------------|--------------|--|---|--|
| 120  | 319  | 一般被保険者高額療養費      | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担を軽減する。                       | 一般被保険者が支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給する。   | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 121  | 320  | 退職被保険者等高額療養費     | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担を軽減する。                       | 退職被保険者が支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給する。   | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 122  | 321  | 一般被保険者高額介護合算療養費  | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担を軽減する。                       | 医療費が高額になった一般被保険者の世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に合算して年額の限度額を超えた際、超えた分を国民健康保険・介護保険で按分して高額介護合算療養費として支給する。                    | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 123  | 322  | 退職被保険者等高額介護合算療養費 | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の経済的負担を軽減する。                       | 医療費が高額になった退職被保険者の世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に合算して年額の限度額を超えた際、超えた分を国民健康保険・介護保険で按分して高額介護合算療養費として支給する。                    | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 124  | 323  | 保健事業             | 保健福祉部国民健康保険課 | 被保険者の健康保持増進を図り、医療費の適正化を推進する。           | 健康増進課と連携して行う保健事業の推進※頻回受診・重複受診者訪問指導の実施、各種出前健康教室や料理講習会等を年間を通して開催する。<br>医療費通知の送付（年6回）<br>ジェネリック医薬品希望カード、シール配布（年3回）<br>人間ドック助成（30～39歳）等 | 医療費通知は、確定申告を考慮し1月発送においては7月・8月診療分に加えて9月・10月診療分を含めて送付した。<br>新型コロナウイルス感染防止対策を行い、各種出前体操教室の実施した。  |
| 125  | 324  | 特定保健指導事業         | 保健福祉部国民健康保険課 | 対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、糖尿病等の生活習慣病を予防する。 | 特定保健指導<br>直営分（保健センターにおいて保健師・栄養士が直接指導）<br>外部委託（筑波メディカルセンター病院ほか6医療機関）   | 保健センターにおいて、保健指導該当者に電話、訪問、勧奨通知を送付し、保健師・栄養士が直接指導を行った。そのほか、筑波メディカルセンター病院など7医療機関に保健指導業務を委託した。  |
| 126  | 325  | 特定健診事業           | 保健福祉部国民健康保険課 | 市民の健康の保持増進を図る。                         | 特定健康診査→集団健診（保健センター等）、医療機関健診（つくば市医師会の協力医療機関）<br>人間ドック（協力医療機関）  | 令和2年度は、春の集団健診が中止となったことから、令和3年1、2月に追加集団健診を行った。新型コロナウイルス感染防止のため集団健診の受診者数を制限し、密にならないよう工夫し集団健診を行った。集団健診で受診予定であった方について、医療機関健診に振り替えて受診いただくよう勧奨通知を送付した。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名             | 課名           | 事業の目的               | 事業の概要   | 成果   |
|----------|----------|-------------------|--------------|---------------------|---|--|
| 127      | 326      | 国民健康保険支払準備基金積立金   | 保健福祉部国民健康保険課 | 国保財政基盤の安定を図る。       | 余剰金や積立基金利子を基金へ積み立てる。  | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 128      | 327      | 一般被保険者医療給付費分      | 保健福祉部国民健康保険課 | 国民健康保険の安定化を図る。      | 県から通知される国保事業費納付金のうち、一般被保険者医療給付費分について、分割により8月～4月の9回で支払う。   | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 129      | 328      | 退職被保険者等医療給付費分     | 保健福祉部国民健康保険課 | 国民健康保険の安定化を図る。      | 県から通知される国保事業費納付金のうち、退職被保険者医療給付費分について、分割により8月～4月の9回で支払う。   | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 130      | 329      | 一般被保険者後期高齢者支援金等分  | 保健福祉部国民健康保険課 | 国民健康保険の安定化を図る。      | 県から通知される国保事業費納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分について、分割により8月～4月の9回で支払う。   | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 131      | 330      | 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 | 保健福祉部国民健康保険課 | 国民健康保険の安定化を図る。      | 県から通知される国保事業費納付金のうち、退職被保険者医療給付費分について、分割により8月～4月の9回で支払う。   | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 132      | 331      | 介護納付金             | 保健福祉部国民健康保険課 | 国民健康保険の安定化を図る。      | 県から通知される国保事業費納付金のうち、介護納付金分について、分割により8月～4月の9回で支払う。   | 手続きが遅滞なく実施された。   |
| 133      | 332      | 後期高齢者医療事務         | 保健福祉部医療年金課   | 後期高齢者の健康保持と適切な医療の確保 | 後期高齢者医療被保険者に対する人間ドックや健康診査の受診提供<br>高齢者の低栄養防止対策として、専門職による食生活改善教室の開催<br>医療給付等を行うために茨城県後期高齢者医療広域連合へ負担金を納付 | 食生活改善教室は9月～12月の4か月間、大穂地区と筑波地区の2地区で各5回開催し25人の参加があった。後期高齢者の健康診査として、市で集団健診を実施したほか、医療機関健診、人間ドック、脳ドック等受診者に対する助成を行った。なお、集団健診は新型コロナウイルス感染症の影響により35日中止とした。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名            | 課名         | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果  |
|------|------|------------------|------------|---|--|---|
| 134  | 333  | 医療福祉費支給事業        | 保健福祉部医療年金課 | 対象者の健康保持・増進を図るとともに生活の安定と福祉の向上に寄与する。                     | 対象者からの申請に基づき受給者証を交付し、保険適用となる医療費の一部を助成する。<br>※主体となる県制度に市の単独事業を上乗せして実施                                   | マル福適用により健康の保持・増進を図るとともに経済的な負担軽減を図ることができた。<br>高校生外来助成について、引き続き助成開始時期の検討を行った。人工透析を受けている方への自立更生医療推奨チラシを送付し、マル福の適正利用を促した。精神保健福祉手帳1級所持者のうち、マル福未受給の方へ申請勧奨通知を送付したことにより、未受給者は0となった。 |
| 135  | 334  | 国民年金事務           | 保健福祉部医療年金課 | 国民年金制度への信頼確保及び理解と関心を高め、社会保障制度の適正運用を図る。                  | 法令の規定に基づく法定受託事務と国との協力・連携事務である国民年金適用関係届出、給付関係届出、国民年金保険料免除申請、国民年金保険料学生納付特例申請の相談、受付業務や広報等を行う。             | 通常の市ホームページ掲載内容に加えて、本年度は新型コロナウイルス感染症関連の特例事項、郵便受付可能届出書等の掲載をした。国民年金に関する届け出（提出の指定のあるもの・補正の必要なものを除いて）受理日から14日以内に年金事務所に進達できた。   |
| 136  | 335  | 後期高齢者医療事務        | 保健福祉部医療年金課 | 後期高齢者に適切な医療を確保し、健康の増進を図る。                               | 被保険者からの各種申請書の受付、被保険者証等の交付及び納入通知書発行等による収納事務の執行  | 後期高齢者医療保険料徴収員を雇用し、訪問及び電話等により催告を行うことで収納率の向上を図り、現年度普通徴収収納率では令和元年度が県内20位であったが、令和2年度は8位となった。  |
| 137  | 336  | 後期高齢者医療広域連合納付金事務 | 保健福祉部医療年金課 | 後期高齢者医療制度の適正な運営に寄与する。                                   | 被保険者が納付した後期高齢者医療保険料及び低所得者に係る保険基盤安定負担金（軽減相当額）を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納入する。                                      | 保険料負担金について、市と広域連合のデータを突合し整合性を確認・報告後、毎月負担金として納入した。   |
| 138  | 337  | 保険料返還事務          | 保健福祉部医療年金課 | 適正な保険料を確保する。  | 後期高齢者医療被保険者の資格異動（死亡等）や二重納付により保険料、延滞金又は督促手数料に過誤納金が生じた際に、被保険者又は相続権者にその過誤納金を返還する。                         | 保険料の過誤納金5,028,000円を還付した。再発行依頼者に近日の納付状況を確認することにより、他の税や保険料との勘違いなども散見され関係担当課につなぐことができた。  |
| 139  | 338  | 介護保険低所得者負担対策事業   | 保健福祉部介護保険課 | 低所得者が継続して介護サービスを利用することが可能になるように継続的に利用者負担の助成を行い、負担を軽減する。 | 低所得者で特に生活が困難である方が、社会福祉法人等が実施する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担が軽減される。軽減された利用料は、社会福祉法人等の負担となるため、一定額を超えた場合補助金を交付する。 | 負担軽減を実施する法人として、新たに3法人から申請があり、利用者の負担を軽減することができた。   |
| 140  | 339  | 介護保険事務           | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。                | 介護保険事務事業を円滑に行う経費及び国・県・支払基金・一般会計繰入金等の運営予算の執行<br>3年ごとの介護保険事業計画の策定や事業所を紹介するサービスマップの作成                     | 市内の介護事業所の一覧を掲載した冊子（つくば市在宅医療と介護のサービスマップ）を作成し、窓口等での配布を行った。<br>介護保険事業を円滑に行うための事務を実施し、高齢者の暮らしを支えることができた。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名        | 課名         | 事業の目的                                   | 事業の概要   | 成果  |
|----------|----------|--------------|------------|---|---|---|
| 141      | 340      | 被保険者資格管理事業   | 保健福祉部介護保険課 | 適切な保険料賦課や被保険者の介護認定・サービス利用等が円滑に進むようにする。  | 介護保険資格管理システムの住基異動による転入者の確認と一括処理による65歳到達者の把握を行い、資格取得者に対して被保険者証を送付する。住所地特例施設への入所者を把握し市町村間の資格処理業務を行う。                    | 資格取得者や資格喪失者、住所地特例制度該当者の資格管理を適正に実施できた。   |
| 142      | 341      | 介護保険料賦課徴収事業  | 保健福祉部介護保険課 | 介護保険制度を安定的に運営する。                        | 被保険者の所得等を把握し、保険料を賦課する。<br>保険料の収納方法（特別徴収・普通徴収）を管理する。<br>普通徴収者が納付方法（口座振替・コンビニ納付等）を選択できるような環境を整備する。<br>未納者に対する滞納整理事務を行う。 | 法令、条例に基づいた賦課と保険料還付を適正に実施できた。  |
| 143      | 342      | 介護認定審査会事業    | 保健福祉部介護保険課 | 介護の必要な方が円滑に介護サービスを利用できるように審査会の運営を行う。    | 申請受付事務や医師意見書等の必要書類の入手を行い、介護認定区分を判定する審査会の運営全般を行う。審査会委員（合議体8、委員定数5名、委員数40名）の資質の向上のため必要な研修を行う。                           | 認定期間の延長を実施したため、審査件数が減少した。また、審査会の簡素化も実施しており、審査会委員の負担軽減が図られた。   |
| 144      | 343      | 介護認定調査事業     | 保健福祉部介護保険課 | 介護の必要な方の円滑な介護サービス利用を促進する。               | 介護認定調査員（会計年度任用職員）の雇用、指定居宅介護支援事業所への委託により、認定調査を実施する。  | 職員及び認定調査員による調査、委託（56者）による調査を実施し認定審査会につなぐことができた。   |
| 145      | 344      | 居宅介護サービス給付事業 | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進んでいくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要介護認定者がケアプランに基づき訪問介護や通所介護等の居宅サービスを利用した場合に、給付費を支給する。   | 要介護認定者が居宅での生活を継続するためのサービスとして、訪問介護や通所介護、通所リハビリテーションなどのサービスを提供した。<br>ケアプラン点検とともに、サービス提供事業所への介護報酬請求事務に係る助言指導を実施した。               |
| 146      | 345      | 施設介護サービス給付事業 | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進んでいくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要介護認定者が必要に応じて介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設を利用した場合に、給付費を支給する。  | 要介護認定者が、介護老人福祉施設などの介護保険施設に入所し、施設で生活しながら介護を受けられるようサービスを提供した。<br>サービス提供事業所への介護報酬請求事務に係る助言指導を、年間を通して実施した。                        |
| 147      | 346      | 居宅介護福祉用具購入事業 | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進んでいくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要介護認定者が必要に応じて福祉用具を購入し、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。   | 申請書受付後、内容審査、国保連合会への申請情報送付と審査後のデータ受取、支給事務等を行い、受付から償還払いまでの事務を速やかに実施した。<br>福祉用具購入費用の一部を助成することで、日常生活がより快適に送れるよう要介護認定者を支援することができた。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名           | 課名         | 事業の目的                                    | 事業の概要   | 成果  |
|------|------|-----------------|------------|--|---|---|
| 148  | 347  | 居宅介護住宅改修事業      | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要介護認定者が必要に応じて手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行い、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。 | 居宅で安心して生活を継続できるよう、要介護認定者を支援し生活環境を整えることができた。<br>事前申請の書類の内容審査、事後申請時の内容審査を行い、内容に疑義がある場合や書類のみでの確認が困難な場合は、必要に応じて現場確認を行った。          |
| 149  | 348  | 地域密着型介護サービス給付事業 | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要介護認定者が必要に応じて地域密着型サービスを利用した場合に、給付費を支給する。  | 要介護認定者が、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型介護サービスを受けて住み慣れた地域で生活を継続していけるよう支援することができた。  |
| 150  | 349  | 高額介護サービス事業      | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要介護認定者が同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が上限額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。                        | 国保連合会提供データからの申請動奨及び申請受付から償還払いまでの事務を速やかに行った。<br>利用者負担が高額になった方に、適切な申請動奨を行い、サービス利用者に費用の一部を助成することで負担を軽減することができた。                  |
| 151  | 350  | 高額医療合算介護サービス事業  | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要介護認定者が年間（8月から7月）に負担した医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が上限額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。            | 対象者からの申請に対して実績等を確認しサービス費の支給を行い、利用者の負担軽減を図った。  |
| 152  | 351  | 特定入所者介護サービス事業   | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 申請により所得に応じて負担限度額を決定する。<br>低所得者の負担する食費・居住費がこの負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。             | 更新手続きを円滑に進めることで、低所得者の要介護者が介護保険施設等に入所したときやショートステイを利用したときの食費・居住費の利用者負担の軽減を図ることができた。   |
| 153  | 352  | 介護予防福祉用具購入事業    | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要支援認定者が必要に応じて福祉用具を購入し、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。               | 申請書受付後、内容審査、国保連合会への申請情報送付と審査後のデータの受取、支給事務等を行い受付から償還払いまでの事務を速やかに実施した。<br>福祉用具購入費用の一部を助成することで、日常生活がより快適に送れるよう要支援認定者を支援することができた。 |
| 154  | 353  | 介護予防住宅改修事業      | 保健福祉部介護保険課 | 高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。 | 要支援認定者が必要に応じて手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行い、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。 | 居宅で安心して生活を継続できるよう、要支援認定者を支援し生活環境を整えることができた。<br>事前申請の書類の内容審査、事後申請時の内容審査を行い、内容に疑義がある場合や書類のみでの確認が困難な場合は、必要に応じて現場確認を行った。          |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                        | 課名           | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果  |
|------|------|------------------------------|--------------|---|--|---|
| 155  | 354  | 介護給付費適正化事業                   | 保健福祉部介護保険課   | 高齢化が進んでいくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。         | 介護保険サービス利用者に対して給付費通知を発送することで、介護給付等に要する費用への理解を求め、併せて実際に利用者が受けたサービス内容と合致しているか等の確認をしてもらう。<br>居宅介護支援事業所からケアプランを提出してもらい、プランを作成した介護支援専門員との面談による内容点検を行い、自立支援に資するプランとなっているかの確認を行う。 | ケアプラン点検実施後に、質問があった事項等の情報共有を行い、点検についての見直しを実施した。<br>介護給付費通知を年2回送付し、介護保険給付に要する費用への理解と実際に利用者が受けたサービスの確認を行った。  |
| 156  | 355  | 介護予防・生活支援サービス事業              | 保健福祉部介護保険課   | 要支援認定者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する。        | 要支援認定者等に対して、ケアマネジメントに基づき訪問型サービス及び通所型サービスを提供し、要介護状態になることの予防または軽減若しくは悪化の防止を図る。   | パンフレット作成やホームページ掲載により、制度の周知を実施した。<br>要支援認定者が要介護状態となることの予防または軽減、もしくは悪化の防止を図るためのサービスを提供し、高齢者の暮らしを支えることができた。  |
| 157  | 356  | こころとからだの健康教室                 | 保健福祉部地域包括支援課 | 認知機能向上を目的とした市民の健康の維持・増進を図る。                     | 認知症予防として一般介護予防こころとからだの健康教室を開催する。   | 1クール：コロナのため中止2クール：コロナのため個別相談のみ実施（実施者4名）<br>3クール：コロナのため教室開催できず、19名に自宅で取り組む認知機能向上のための課題を郵送。<br>2か月後に個別相談とあたまの健康チェック実施（実施者14名）<br>「コロナに負けるな、フレイル予防DVD」を関係各課と作成（認知機能向上のための動画作成） |
| 158  | 357  | 介護支援ボランティア事業                 | 保健福祉部地域包括支援課 | 高齢者の生きがいをづくりを促進し、自身の健康増進や介護予防につなげる。             | 市内に住所を有する65歳以上（つくば市第一号被保険者）で要支援・要介護認定を受けていない方が、介護支援ボランティア登録を行い、市が指定した介護支援ボランティア受入機関でボランティア活動を行った場合、活動実績を評価した上でポイントを付与し、当該登録者からの申出によりポイントに応じた交付金を交付する。                      | コロナ感染拡大により介護支援ボランティアの交流会ができなかったため、自宅で行う課題を登録者に郵送。コロナ禍で受け入れができない状況ではあったため、受入施設の実態調査を行った。（登録者数79名、施設登録数55施設、活動者数2名）   |
| 159  | 358  | 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの運営指導事務 | 保健福祉部地域包括支援課 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らして続けていけるよう支援を行う。              | 地域包括支援センター在宅介護支援センター定例会を実施し、活動状況や困難事例の共有・検討を行うことで地域包括支援センターとランチである在宅介護支援センター間の連絡調整やネットワーク強化を行う。<br>毎月提出される相談票や実績報告を把握し、適切な相談支援に向けた指導を行う。                                   | 毎月の定例会等を通して相談員の相談支援技能の向上を図ることができ、高齢者が安心して地域で生活できる相談体制の強化ができた。<br>新たに桜、谷田部東地域包括支援センターの2か所を設置。円滑なケース引継ぎと各事業の指導、連絡調整をすることができた。   |
| 160  | 359  | 総合相談・支援事業                    | 保健福祉部地域包括支援課 | 地域の高齢者に必要な支援の把握                                 | 相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスにつなぐワンストップ相談窓口を実施する。<br>直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターと市内5か所の在宅介護支援センターにおいて、委託により相談業務を実施する。   | 市内のすべての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置することができた。<br>ケース共有会議は、地域包括支援センターの委託が進んだことから、市職員が各地域包括支援センターに出向き、実施する形で行うことができた。  |
| 161  | 360  | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業          | 保健福祉部地域包括支援課 | 地域の様々な資源を活用し、包括的・継続的に、高齢者への適切なサービスが提供できるよう支援する。 | 介護支援専門員の相談、担当者会議支援<br>各会議等への出席（ケアマネジャー連絡会、役員会、地域ケア会議、地域医療連携連携事業等）<br>主任介護支援専門員に対する支援（連絡会の開催）<br>保健福祉関係者のための市内の保健福祉サービス民間関連サービス概要の作成  | ケアマネジャー連絡会役員会11回定例会8回<br>主任介護支援専門員連絡会役員会11回定例会3回<br>介護支援専門員への相談件数1,495件<br>地域包括支援センターが出席した、困難事例のサービス担当者会議139件   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名         | 課名           | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果  |
|------|------|---------------|--------------|--|--|---|
| 162  | 361  | 権利擁護事務        | 保健福祉部地域包括支援課 | 権利侵害を受けている高齢者や、自ら権利主張や権利行使できない高齢者の生活の不安を解消する。            | 成年後見制度、日常生活自立支援事業等の活用促進<br>老人福祉施設等への措置支援<br>高齢者虐待防止、養護者支援<br>困難事例への対応  | 高齢者虐待対応を実施し、高齢者と養護者に対して必要な支援と権利擁護を実施した。<br>居宅介護支援事業所、訪問系介護サービス事業所に対して、高齢者虐待の周知を行い、迅速な相談・通報を依頼した。<br>特別養護老人ホームで虐待防止研修を実施し、現場のニーズに即した研修を提供することができた。                                   |
| 163  | 362  | 実態把握訪問        | 保健福祉部地域包括支援課 | 要介護状態になるおそれのある市民の健康の維持・増進を図る。                            | 閉じこもりや生活能力低下、認知機能低下、社会性の低下、医療等で関わり支援が必要な対象者を抽出し訪問等を実施する。   | 高齢者台帳訪問：対象者506名（独居者225名高齢世帯281名）のうち、訪問延285名、電話延213名実施<br>KDBシステム訪問：1対象者85名（訪問延70名、電話延2名実施）、2対象者53名（訪問延25名実施）<br>※延数は訪問だけでなく電話も含む。   |
| 164  | 363  | 認知症サポーター養成事業  | 保健福祉部地域包括支援課 | 認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにする。                          | 認知症サポーター養成講座を開催することにより、同サポーターを養成するとともに、認知症相談窓口を市民へ周知する。  | 目標値は達成できなかったが、新型コロナウイルスの感染対策をしながら、認知症サポーター養成講座を実施し、12件（452名）のサポーターを養成することができた。また、依頼された企業の協力のもと、初めてオンラインでの開催をすることができた。   |
| 165  | 364  | 成年後見制度活用支援    | 保健福祉部地域包括支援課 | 高齢者が、認知症等により金銭管理、契約行為を行うことが著しく困難となった場合の権利を擁護する。          | 親族がいる場合は、親族による成年後見開始等審判の申立てを支援する。<br>成年後見制度の利用が必要だが、親族がいない場合や親族による申立てが見込まれない場合は、市長申立ての手続きを行う。  | つくば市成年後見制度利用支援事業助成金支給：3名<br>成年後見制度市長申立て：3件  |
| 166  | 365  | 介護予防支援事業      | 保健福祉部地域包括支援課 | 介護を要する状態の人ができる限り居宅で自立した生活を継続できるようにする。                    | 介護予防ケアマネジメント実施のため居宅介護支援事業所と委託契約を締結<br>適切なケアプラン作成、サービス提供に向け介護支援専門員からの相談等に対する支援<br>介護支援専門員から提出された書類の確認審査<br>国民健康保険団体連合会への請求業務、居宅介護支援事業所への委託料支払業務             | 令和2年度、2圏域地域包括支援センターが設置され、指定介護予防支援業務が滞りなく引継げた。<br>指定介護予防支援業務が滞りなく引自立支援及び重度化予防に資するケアマネジメントにより、本人の機能や能力を最大限に生かした生活を継続できるようにした。<br>新規2圏域地域包括支援センターへのスムーズな移行を行い、継続的なサービス提供ができた。          |
| 167  | 366  | 在宅医療・介護連携推進事業 | 保健福祉部地域包括支援課 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようする。 | 市民や関係機関に意識調査を実施し、課題を把握する。<br>推進協議会を開催し、つくば市の在宅医療・介護連携に関する課題抽出と対応策の検討を行い、つくば市の方針を決定する。<br>医療介護の関係機関を対象とした意見交換会や研修会の開催、市民啓発を行い、つくば市の医療と介護の連携が推進される仕組みづくりを行う。 | 事業の評価指標を設定するための実務部会を設置し、今後の評価指標設定に必要なことを確認できた。<br>つくば市医療と介護のありたい姿、多職種連携のためのルールについて専門職に周知できた。<br>お薬手帳を活用した連携ツールについて、市民や関係機関に周知できた。   |
| 168  | 367  | 地域ケア会議推進事業    | 保健福祉部地域包括支援課 | 地域のネットワーク構築及びケアマネジメント支援、並びに地域課題の把握等を推進する。                | 地域・圏域別・個別の3種のケア会議を開催することにより、地域課題を発見し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげる。  | コロナ禍においても持続可能な方法にて各会議を開催し、5つの機能（個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題抽出、地域づくり・資源開発、政策形成）を維持できた。高齢福祉におけるゴミ出し等のゴミの課題については、区会における取組や課題を確認するという、互助活動の取組に繋がりが、自立支援型個別ケア会議では、社会参加阻害要因についての課題抽出の方法検討につながった。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                | 課名           | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|----------------------|--------------|--|--|--|
| 169  | 368  | 認知症総合支援事業            | 保健福祉部地域包括支援課 | 早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。                                  | 認知症専門医の指導の下、専門職が認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療に繋げて、自立生活のサポートを行う。  | 認知症カフェを新たに2か所開設し、より市民が参加しやすい体制を構築できた。新型コロナウイルス感染拡大により、人数制限を設けるなどし感染対策を講じながら実施した。中止になった場合は、参加者のフォローアップを実施した。認知症初期集中支援チームでは地域包括支援センターと連携する体制を構築し、共にケース支援を実施することができた。 |
| 170  | 369  | 生活支援体制整備事業           | 保健福祉部地域包括支援課 | 高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援するとともに、要介護状態の軽減（予防）を図る。           | 地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を各圏域ごとに設置する。協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行う。                            | 市内全域にコーディネーターの配置が完了し、地域のニーズの把握や担い手の発掘、さらにニーズと担い手のコーディネートを偏りなく取り組めるようになった。  |
| 171  | 370  | 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」 | 保健福祉部地域包括支援課 | 生活機能の低下や低栄養・口腔機能の低下が認められる要支援1、2または事業対象者に対して、短期集中での支援を行う。 | 介護保険法の「介護予防・日常生活支援総合事業」により、市町村が中心となり地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を目指す。<br>短期集中予防サービス「訪問型サービスC」は、1運動機能向上プログラム、2低栄養改善・口腔機能向上プログラムの2つからなるサービスである。 | 【利用実績】運動機能向上プログラム利用者数（11名）、口腔機能向上プログラム利用者数（0名）<br>【事業動員者数】運動機能向上プログラム（649名）、口腔機能向上プログラム（333名）<br>【ケアマネ向けニーズ調査実施】79名の調査結果分析   |
| 172  | 371  | はいかい高齢者家族支援サービス事業    | 保健福祉部地域包括支援課 | 介護を行う家族の負担の軽減を図る。  | 認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者に位置情報端末機を携帯していただき、方角、行方がわからなくなった場合に、位置情報等を特定し、知らせることで、家族が保護できるように支援する。<br>家族等から申請を受け、市で対象条件を確認して決定後、機器を貸与する。                             | 事業の利用により、認知症高齢者等を介護する家族の負担軽減を図ることができた。<br>令和2年度支援サービスの利用者数9名（携帯型5名、靴型3名、中止1名）  |
| 173  | 372  | 献血推進事務               | 保健福祉部健康増進課   | 県内外の医療機関が必要とする輸血用血液製剤を円滑・安定的に供給できるようにする。                 | 安全な血液製剤の安定供給の確保のために、1移動献血バスの配車計画作成、2協力企業・学校等への協力依頼訪問、3献血実施の広報（ポスター掲示、Twitter、Facebookでの配信）、4献血協力者への粗品提供、5骨髓バンクドナー登録への支援、6骨髓提供者への助成等を行う。                        | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に協力企業での献血実施を控える時期があったものの、適宜日程調整を行うことにより、年間の献血者数は昨年同様の件数を確保できた。   |
| 174  | 373  | 休日緊急診療委託事業           | 保健福祉部健康増進課   | 日曜、祝日、年末年始における緊急時の医療受診体制の確保                              | 日曜、祝日、年末年始の診療を行うため、つくば市医師会へ業務委託する。<br>年末年始の診療体制等を確保するため、つくば市歯科医師会及びつくば薬剤師会へ業務委託する。<br>日曜・祝日・夜間に重症患者の救急治療・診療体制を確保するため、二次救急医療機関（5医療機関）に輪番制による業務委託を行う。            | 令和2年度は協力医療機関だけは調整がつかず、協力医療機関以外の医院に臨時で依頼し実施した。令和3年度からの休日緊急診療の委託料について他市の状況を参考に1日当たりの単価を見直し、増額した。   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                    | 課名            | 事業の目的   | 事業の概要   | 成果   |
|------|------|--------------------------|---------------|---|---|--|
| 175  | 374  | 新型インフルエンザ等対策事業           | 保健福祉部健康増進課    | 市民の生命を保護し、生活を維持する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向けに講習会、実務訓練を行い、感染症の基本的な知識と技術を養うとともに各部署の役割を明確にする。</li> <li>・緊急事態宣言や外出自粛要請に対応するため、市主催イベント・大会等の取扱い方針の作成、イベント中止・延期や公共施設の閉館・閉館取りまとめを行い、市ホームページ等で周知を行う。</li> <li>・つくば市に住民登録のある新型コロナウイルス感染患者を受入れた市内医療機関に交付金を交付する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する情報や市内感染者数等を市ホームページ、SNSに随時掲載する。</li> <li>・備蓄品（医療物資）の管理を行い、必要に応じて医療機関や社会福祉施設等へ備蓄品を配付する。</li> </ul> | 市民に対して新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止に関する講話や区会回覧を行うとともに、主催イベント等の取扱方針やイベント中止・延期、施設の閉館・閉館を取りまとめ、市ホームページ等で周知した。また、コロナ感染患者を受入れた市内医療機関に交付金を交付したことで、入院医療体制の確保を図ることができた。  |
| 176  | 375  | 健康増進計画事業（健康つくば21策定・推進事業） | 保健福祉部健康増進課    | 健康寿命の延伸及び生活の質の向上、社会環境の質の向上  | 健康増進法に基づき、市の実情を踏まえた「つくば市健康増進計画」を策定し推進する。計画は5年ごとに全体の評価を実施し、見直しを行う。令和2年度は第3期計画の最終年度のため、重点施策及び7分野（1健診の充実、2栄養・食生活、3身体活動・運動、4休養・こころの健康、5喫煙・飲酒、6歯と口腔の健康、7健康管理）について評価を行い、第4期計画の策定を行う。  | 計画の重点指標である1自分は健康（健康である・まあ健康である）と思っている人の割合は78.4%、2健康に関心がある人の割合は62.9%であった。平成27年度調査結果と比べて1は1.7ポイント減少したが、2は1.5ポイント増加した。パブリックコメントの結果を第4期健康増進計画に反映させることができた。 |
| 177  | 376  | 放射線検査費用助成事業              | 保健福祉部健康増進課    | 子どもたちや妊婦の健康不安の軽減を図る。  | 平成4年3月12日以降に生まれた者（東日本大震災当日18歳以下の者）で検査受診日につくば市に住民登録のある者、または検査受診日につくば市に住民登録のある妊婦に対して、甲状腺エコー検査またはホールボディカウンター検査（助成額各検査上限3000円）の助成を行う。助成回数は助成対象期間内においていずれかの検査1回となる。  | 申請者15人、助成対象者22人、助成金額は66,000円であった。助成金の交付により、対象者の検査費用の負担軽減を図ることができた。規則の一部改正を行い、令和4年度まで事業を継続することができた。   |
| 178  | 377  | 健康づくり推進協議会関係             | 保健福祉部健康増進課    | 市民の健康づくりを計画的かつ総合的に推進する。   | 市民の健康づくりを計画的かつ総合的に推進するために本協議会を設置する。協議会では1健康づくりのための施策に関すること、2健康づくりのための事業に関すること、3その他健康づくりのために必要と認められる事項に関することについて協議する。令和2年度は第4期健康増進計画の策定に向けた協議を行う。また、委員は20人以内で構成され、任期は2年とする。令和2年度は委員の改選（市民委員5名の公募を含む）を行う。   | 第4期健康増進計画策定に関するパブリックコメントの実施結果を参考に、計画の具体的な施策等について委員から助言を得ることができた。協議会の構成委員16名の改選について、新規委員は8名（うち公募により市民委員5名を選定）、継続委員は8名となった。                              |
| 179  | 378  | 障害者就労施設等の活動PR            | 保健福祉部障害者地域支援室 | 雇用されることが困難な障害者の自立を促進する。   | 障害者の当事者団体と就労施設等による協議会を設立して障害者の活動をPRし、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進することで、優先調達の推進を図る。   | 障害者就労施設等からの提供可能物品一覧をまとめ、庁内に共有することで、一定の調達結果を得た。   |
| 180  | 379  | 健康情報管理システム事業             | 保健福祉部健康増進課    | 市民の健康情報を集積し分析を行い、実情に即した効果的な事業を実施するとともに、健康増進課、保健センター（桜・谷田部・大穂）、いきいきプラザ間の健康情報の共有化を図る。 | 市民の成人健診（検診）データ・母子保健データ・予防接種データ等をシステム内に入力し、データの維持管理を行う。蓄積された健康管理情報を集積し分析を行う。各健診（検診）事業の受診者・未受診者の把握を行い、検診（健診）の受診動奨や予防接種の接種動奨を行う。   | 各担当者の意見をもとに、事業内容に合わせた次年度の改修項目を決定したため、次年度改修完了後の業務効率化が期待できる。   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名         | 課名         | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|---------------|------------|--|--|--|
| 181  | 382  | 予防接種要注者紹介制度事業 | 保健福祉部健康増進課 | 疾病等の理由で、予防接種を受けるにあたり注意を要すると判断された者に対して、専門的な医療機関を紹介することで、より安全な予防接種の実施を図る。      | 保護者の申請に基づき、茨城県が定めた予防接種要注者紹介制度実施要領により、指定されている専門的な医療機関に対し予防接種依頼書を交付する。   | 疾病等の理由により、予防接種を受けるにあたり注意を要すると判断された児に対し、かかりつけ医から医療機関に紹介されたことで、予防接種を安全かつ安心して受けることができた。   |
| 182  | 383  | 母子健康診査事業      | 保健福祉部健康増進課 | 疾病や心身の異常の早期発見及び育児支援  | 妊婦の健康管理及び疾病の早期発見、早期治療ができるように、妊婦健診受診券を交付する。<br>産後うつ等の早期発見など産後の初期の段階における母子支援を強化するため、産婦健診受診券を交付する。<br>乳児の健康管理の向上を図るとともに、育児不安の軽減のために乳児健診受診券を交付する。  | 新型コロナウイルスの影響で、健診（乳児一般健康診査、1歳6か月健診、1歳6か月歯科検診、3歳健診）の機会を逃した対象者に対して、期間延長の体制を整えた。集団健診会場内での感染リスクを低くするため、順番待ちシステムの導入と健診の流れを見直し、また午前健診を増やしたことで健診受診者の負担を軽減した。1歳6か月歯科検診を個別検診に移行し、より良い環境での健診受診体制を整えた。 |
| 183  | 388  | 不妊治療費助成事業     | 保健福祉部健康増進課 | 不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じた適切な治療を開始することを促進し、少子化の進展を防止する。 | 申請による助成金の交付。<不妊検査及び一般不妊治療費の助成額>3万円を限度とする。助成回数は、夫婦1組につき1回とする。<br><特定不妊治療費の助成額>1回の治療につき5万円を限度とする。助成回数は、初回の助成を受けた際の治療開始日における妻の年齢が39歳までの方は通算6回まで、40歳から42歳までの方は通算3回までとする。   | 特定不妊治療、不妊検査及び一般不妊治療に取り組む夫婦の経済的負担を図ることができた。   |
| 184  | 389  | 養育医療給付事業      | 保健福祉部健康増進課 | 未熟児に対して、生後速やかに必要な医療の給付を行い、保護者の経済的な負担を軽減する。                                   | 未熟児に対して出生後速やかに適切な処置を講ずる必要があることから、指定養育医療機関において、必要な医療の給付を受けることができるように、養育医療申請に対し速やかに審査等を行い給付の決定をし医療券を交付する。  | 養育医療券を交付することで、保護者の経済的負担を軽くし、児に対して必要な医療を提供することができた。   |
| 185  | 390  | 健（検）診事業       | 保健福祉部健康増進課 | 市民が生涯にわたり健康な生活をおくることができるよう、病気の早期発見・早期治療体制の充実を図る。                             | ・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診肝炎ウイルス検診、乳がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診、基本健診、成人歯科検診の実施<br>・受診方法：集団及び個別（医療機関）検診の2種類<br>・国庫補助事業<br>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業<br>健康増進事業、茨城県がん予防・検診促進事業   | 受診者数（集団＋医療機関）速報値<br>胃がん1163人、肺（結核）8645人、大腸がん7815人、前立腺がん3622人、肝炎977人、胃がんリスク検診364人、子宮がん8663人、乳がん5581人、基本健診1726人、骨粗しょう症検診787人、成人歯科検診1243人   |
| 186  | 391  | つくば健康マイレージ事業  | 保健福祉部健康増進課 | 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを応援し、市全体の健康意識を高める。  | ポイント制を導入。運動、食事、歯に関する3つの健康目標をたて継続して実践。健診や社会参加、お友達紹介等で獲得したポイントを合計し貯まったら応募する。<br>応募者を対象とした抽選を実施し、当選者に対して企業連携と市提供の賞品を贈呈する。<br>指定のポイントが達成した方に達成記念品を贈呈する。  | 前年度の達成基準より、より継続した取り組みを達成基準とした（4週間の取り組みから3ヶ月継続した取り組み）。前年度よりもハードルが上がり、応募者の減少が危惧されたが大きな減少とならなかった。<br>シルバー世代への周知に力を入れていたので、80歳台の方の応募が3倍となった。   |
| 187  | 392  | 生活習慣病予防教育事業   | 保健福祉部健康増進課 | 健康管理に関する自己管理能力を支援し、生活習慣病の予防及び生活習慣病患者の増加を防ぐ。                                  | 健康アップ教室健康に関する講演会を開催した。<br>出前健康講座交流センター、地区の集会所等希望する場所に出向き、健康講話、健康相談、栄養相談を実施した。<br>普及啓発活動乳幼児健診及び大人の集団健診会場において、乳がん、骨粗鬆症、禁煙、歯周病予防のチラシの配布やミニ講話を実施した。<br>各種検診・予防接種予定表「ライフプランすこやか」を発行し、配布した。<br>禁煙外来治療を終了した者に対し、助成金を交付する。 | 普及啓発事業では、健診・教育時に幅広い年代に関わり、健康意識の向上が図れた。また、がん検診個人通知に啓発チラシを同封することにより、来所しない方にも周知が図れた。<br>禁煙外来助成事業により、禁煙に向けた取組を支援し、受動喫煙防止につなげることができた。   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名                       | 課名         | 事業の目的   | 事業の概要   | 成果  |
|----------|----------|-----------------------------|------------|---|---|---|
| 188      | 393      | 栄養改善事業                      | 保健福祉部健康増進課 | 市民が、食に関するさまざまな知識と食を選択する能力を身につけ、生涯にわたって健全な食生活の実現を図る                          | 食生活改善推進員の養成<br>地区組織活動の推進<br>食育普及活動  | 感染症対策により食生活改善にかかる活動は大幅に縮小されたが、実施した事業の参加者からは非常に勉強になっているとの声が多く聞かれており、満足度が高い。特に調理実習では、知識だけでなく実践するためのさまざまな技術を周知することができた。  |
| 189      | 394      | 生活習慣病予防相談事業                 | 保健福祉部健康増進課 | 生活習慣の予防と悪化を防ぎ、健康増進を図る。  | 家庭訪問指導を行った。<br>基本健診時健康相談、事後指導を行った。<br>成人健康相談：保健師、栄養士による個別健康相談を行った。<br>健康手帳の交付を行った。  | 成人健康相談、家庭訪問など個別の健康相談により、相談者と食事・運動など生活習慣の振り返り、見直しを行い、健康づくりの意識づけを行うことができた。<br>基本健診時健康相談では、健診時の混雑をなくすために、受診者全員への個別相談は行わず、健診結果に合わせたパンフレットを配付し、生活習慣の見直しのきっかけづくりを行った。 |
| 190      | 395      | こころの相談事業                    | 保健福祉部健康増進課 | 市民の精神的健康状態の維持   | こころの健康相談事業：精神科医師による面接相談を年12回実施<br>保健師等による面接相談・電話相談・家庭訪問を随時実施<br>自殺予防週間（9月）、自殺防止月間（3月）にあわせて、自殺対策についての普及啓発及びゲートキーパー養成講座、メンタルヘルスチェックができる「こころの体温計」システムの提供を行う。 | 医師相談12回（相談人数18人）、保健師相談（面接延33人、電話延187人、訪問延14件、HP4件）、こころの体温計アクセス数29,499件。ゲートキーパー養成講座613人【一般42人（6回）、ボランティア団体144人（5回）職員等427人（10回）】、自殺対策講演会（動画配信）予約数98人、自殺対策連携会議3回開催 |
| 191      | 396      | 医療保護入院に関する業務                | 保健福祉部健康増進課 | 精神疾患により医療保護入院が必要になった際、保護者がいない方が入院する場合は、市長が保護者となり入院の同意をすることで、適切な治療が行えるようにする。 | 医療保護入院が必要な案件が発生した場合、市長同意の医療保護入院手続きを速やかに行い、対象者に適切な治療を受けさせる。  | 医療保護入院に市長同意をすることにより、患者に合わせて必要な治療に繋ぐことができた。  |
| 192      | 397      | 保健センター施設管理事務                | 保健福祉部健康増進課 | 市民が安全に保健センターを利用できるようにする。  | 保健センターに係る保守点検委託及び保健センター内の修繕及び修繕工事を行う。   | 保健センターにおいて集団健診や相談事業等を実施することで、市民の利用環境の維持・向上を図ることができた。  |
| 193      | 398      | 周産期医療体制の整備事業                | 保健福祉部健康増進課 | だれもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。  | H25年9月、筑波大学との連携によるつくば市バースセンター及び寄附講座を開設し市民の出産の場を安定的に確保する。バースセンター設置の効果等について「つくば市バースセンターに関する懇話会」を設置し、検証を行う。  | ・前年度と比較し、バースセンターの利用者が増加した。<br>・産婦人科施設開設支援事業の事前協議書が提出され、令和3年度に新設の産婦人科施設の開設が予定されている。  |
| 194      | 399      | 特定保健指導に関する業務（事業主管課：国民健康保険課） | 保健福祉部健康増進課 | 糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。  | 保健師または管理栄養士による健診結果個別相談（初回面接）、支援レター送付（栄養、運動に関する情報提供）<br>個別支援（電話、面接、手紙）、3か月後評価  | 新型コロナウイルス感染症による外出自粛制限の影響で、特定健診の中止や延期に伴い、特定保健指導対象者の減少や予約者の減少がみられた。スタッフおよび参加者の事前の体調確認の徹底と感染予防対策を行い実施した。来所が心配な対象者には、訪問を実施し、特定保健指導の利用に繋がった。                         |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                             | 課名           | 事業の目的   | 事業の概要  | 成果   |
|------|------|-----------------------------------|--------------|---|--|--|
| 195  | 401  | 出前教室事業                            | 保健福祉部健康増進課   | 健康寿命を延ばし、地域に貢献する元気な高齢者を増やし、介護保険給付費の抑制を図る。   | 65歳以上で構成される5名以上の団体に対し、地区の集会所や研修センターに向き体操や健康講話を実施する。シルバーリハビリ出前体操教室と65歳以上健康体操教室がある。シルバーリハビリ体操指導士を養成する。※令和2年度から名称を多世代交流出前教室から健康体操教室（65歳以上）に変更。  | シルバーリハビリ出前体操教室はボランティアと参加者ともに高齢者であり、コロナの影響により休止期間が長かった。短期間だが、感染対策を講じながら安全に実施できた。シルバーリハビリ3級養成講習会は、コロナにより一度延期した。再度計画したが外出自粛要請が出たことで中止になってしまったが、応募者数は例年より多かった。健康体操教室は約5か月間休止となったが、継続して実施できた。 |
| 196  | 402  | 運動推進事業                            | 保健福祉部健康増進課   | 疾病予防や運動の習慣づけを目指し、健康寿命を延伸する。健康寿命を延ばし、地域に貢献する元気な高齢者を増やすとともに、世代間交流を通して地域コミュニティの活性化を図る。 | 40歳～64歳までの中高年齢者を対象としたアクティブ運動教室<br>つくばウォークの日健康づくり・介護予防及び運動習慣の普及として、ウォーキングを推進する。<br>多世代交流出前教室5名以上の団体に対し地区の集会所や研修センター等に向き、体操や健康講話（介護予防に関係する知識の普及・啓発などを含む）を実施する。<br>※令和2年度から名称を多世代健康体操教室に変更。 | 感染症対策を講じた上でウォーキングイベントや地区ウォークを行うことができた。感染症拡大防止としてアクティブ運動教室、多世代健康体操教室の事業が断続的に中止となり参加者数は大幅に減少したが、ガイドラインに沿って運営し感染者の発生はなかった。市報掲載や団体への案内等によりコロナ禍であっても新規参加者や団体の申し込みがあった。                        |
| 197  | 403  | いきいきプラザ運営管理事業                     | 保健福祉部健康増進課   | 市民が生涯を通じて健康を維持し、健康で豊かな生活をしていくため、運動を通じて基礎体力の向上を図る。                                   | アリーナ貸出業務（施設使用料徴収事務を含む。）、施設管理業務（維持管理を含む。）<br>大学や専門学校からの体験実習生の受入等  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により4月～6月初め、11月末～2月末までの閉館に伴い利用者は例年の約半数にとどまった。定期的な清掃、点検業務の委託に加え、感染症対策として使用後のアルコールふき清掃を実施し、施設の安全管理に努め感染者の発生はなかった。   |
| 198  | 404  | いきいき・元気はつらつ運動教室                   | 保健福祉部健康増進課   | 健康意識を高めることで転倒・寝たきり予防、生活機能の維持向上を図る。  | 介護予防を目的とした対象年齢65歳以上の運動教室を実施する。   | 感染症拡大防止として運動教室が断続的に中止となり、また感染を懸念しキャンセル等もあり参加者数は大幅に減少したが、ガイドラインに沿って運営し感染症の発生はなかった。市報掲載等によりコロナ禍であっても新規参加者の申込みもあった。   |
| 199  | 701  | 医療介護分野におけるデータ分析による医療介護施策の推進（介護保険） | 保健福祉部介護保険課   | エビデンスに基づく合理的な施策の企画・立案を推進する。   | 医療レセプト、介護レセプト及び健康診断などのデータを集約・整理し検証を行い、医療介護施策の立案や介護予防などを行う。   | 各課で保有していた医療介護分野におけるデータの集約・整理を行うことができた。   |
| 200  | 875  | 地域包括ケアシステム推進事業                    | 保健福祉部地域包括支援課 | 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図る。  | 茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業に係る実施要項及び補助金交付要項に基づいた補助事業により、在宅医療の充実のための整備に対する支援を行う。  | 事前相談2件。<br>申請1件：補助金交付（訪問看護ステーション開設に伴う訪問用自動車購入補助）   |
| 201  | 954  | 定期予防接種事業                          | 保健福祉部健康増進課   | 予防接種法によって行われるワクチンを接種することで、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。                                 | 定期の予防接種を行う。<br>対象となる市民に対し、個人通知や市ホームページ等を通して、予防接種に関する知識の普及、接種動員を行う。<br>※予防接種後の健康被害等の相談窓口としての役割を持つ。  | 新型コロナウイルスの影響で、定期予防接種の機会を逸した対象者に対して、期間延長の体制を整えた。<br>委託医療機関に、ロタウイルス任意予防接種からロタウイルス定期予防接種移行について、早めに周知をしたことで、スムーズに行えた。  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名             | 課名           | 事業の目的  | 事業の概要  | 成果  |
|------|------|-------------------|--------------|--|--|---|
| 202  | 955  | 任意予防接種事業          | 保健福祉部健康増進課   | 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。                                    | 予防接種法に基づかない任意予防接種（ロタウイルス、小児インフルエンザ、おたふくかぜ、大人の風しん）を協力医療機関に委託し実施する。  | 委託医療機関にロタウイルス任意予防接種について周知することで、スムーズに実施することができた。<br>令和3年度から実施する「骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する予防接種再接種費用の助成」について体制を整えた。               |
| 203  | 963  | 要介護度改善ケア給付金交付事業   | 保健福祉部高齢福祉課   | 職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供                                    | 市内の特別養護老人ホーム（地域密着型含む）において、入所者の要介護度が改善された場合、要介護度の軽減に資するサービスの提供及び介護度改善に向けた取組を評価し、施設に給付金を交付する。  | 申請者数が昨年度は4施設（要介護度改善者数17名）であったが、今年度は8施設（要介護度改善者数18名）に増えた。制度の浸透により、利用者の状態改善に寄与することができた。   |
| 204  | 964  | 看取り介護推進給付金交付事業    | 保健福祉部高齢福祉課   | 市内施設の看取り体制の整備を促進する。  | 令和2年1月1日から12月31日までの間に、つくば市の介護保険の被保険者で、看取り介護加算の死亡日についての加算の対象者が入所していた施設において、翌年1月10日までに看取り介護死亡日加算の介護給付費等の請求を行った特別養護老人ホーム（地域密着型含む）に対し給付金を交付する。                     | 看取り数が昨年度53件から今年度56件に増加した。また、交付事業所も1施設増え、看取り体制の確保に寄与することができた。  |
| 205  | 965  | つくばこどもの青い羽根事業     | 保健福祉部こども未来室  | つくばこどもの青い羽根基金を創設し寄附を募り、子どもの未来を支援するための事業の財源に資するため。            | つくばこどもの青い羽根基金に寄せられた寄附金を、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るとともに、すべての子ども達が夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの未来支援事業に活用する。   | 区会への青い羽根基金の周知が浸透し、事業に対しての理解と賛同が増え、子どもの未来を支援する意識を醸成できた。<br>寄付実績：15,479,456円（うち区会3,156,274円、245件）※3月末現在区会参加率（245/600）前年度より11.0%増加 |
| 206  | 974  | 介護台帳システムに関する事業    | 保健福祉部高齢福祉課   | 事業所情報の適正かつ迅速な審査・登録事務を行う。                                     | 介護サービス事業者の新規指定や変更届出に伴う事業所の基本情報や、人員基準・介護報酬体制などに関する項目を、茨城県及び県内市町村共通の電子データとして連携、共有し使用している。<br>情報管理を安定して行うためにシステムの5年間の保守付きリースを行い、また、介護報酬改定等の制度変更に対応するため、システム改修を行う。 | スムーズにシステム改修を行うことができた。   |
| 207  | 989  | おひさまサンサン生き生きまつり事業 | 保健福祉部高齢福祉課   | 社会参加への意欲や生きがいの高揚に寄与し、高齢者福祉や障害者福祉に関する市民の意識啓発及び福祉のまちづくりの推進を図る。 | 障害福祉課と合同で実施<br>障害者や高齢者が協力してスポーツやレクリエーション活動を行うとともに、手作り品の展示、販売等を行う。  | 開催を中止した。  |
| 208  | 1000 | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 保健福祉部地域包括支援課 | 通所系サービス、訪問系サービス、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取り組みを総合的に支援する。     | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士などのリハビリテーション専門職により、住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等への介護予防に関する技術的助言、サービス担当者会議におけるケアマネジメント支援を行う。   | 【派遣依頼件数】12件<br>以下支援内容（複数回答）<br>介護予防活動普及促進支援5回、ケアマネジメント支援9回、福祉環境コーディネート支援2回  |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し<br>番号 | 事業<br>番号 | 事務事業名           | 課名         | 事業の目的                             | 事業の概要  | 成果   |
|----------|----------|-----------------|------------|-----------------------------------|--|--|
| 209      | 1002     | 在宅血液透析患者助成金支給事業 | 保健福祉部健康増進課 | 在宅血液透析患者の経済負担を限り、在宅福祉の増進に資する。     | 在宅で血液透析を一月につきおおむね10回以上行った場合に、その月の電気料及び水道料金に対して10,000/月を支給する。   | 前年度と比較して、申請処理を円滑に行うことができた。   |
| 210      | 1017     | 生活保護事業          | 保健福祉部社会福祉課 | 健康で文化的な生活を保障するとともに、生活困窮者の自立を助長する。 | 国からの法定受託事務として、要保護者の困窮の程度に応じ、生活扶助、医療扶助、介護扶助等必要な費用を給付して自立を助長する。  | 被保護世帯のお薬手帳使用状況を確認し、未使用者に対してはお薬手帳を配布し活用を促進<br>保健師を雇用し、被保護世帯への健康支援の実施。   |
| 211      | 1035     | 母子保健指導に関する事業    | 保健福祉部健康増進課 | 母親および保護者、乳児又は幼児の健康の保持増進を図る。       | 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するため、母子健康手帳発行を始めとし、各種健康教室、育児相談、また、赤ちゃん訪問事業等を実施する。また、より支援の必要な対象者に対し、産後ケア事業、子育て期については発達相談等の事業を実施する。                     | 妊娠届出時、妊娠期、出産から子育て期の保護者及び児に対し、各種相談事業、教育事業、訪問事業を実施し、切れ目のない支援を実施した。また、コロナ感染対策のための育児支援のツールとして動画を作成し、市公式ソーシャルメディアでの配信を実施した。 |
| 212      | 1076     | 避難行動要支援者事務      | 保健福祉部社会福祉課 | 災害時に自力での避難が難しい者の名簿を作成し、避難支援に活用する。 | 避難行動要支援者名簿の掲載要件（介護認定や手帳の所持）に該当する者の名簿を作成する。また、掲載者に対して外部への情報提供の同意を確認し、同意した者の名簿については、平常時から避難支援者に提供する。さらに個別支援計画として、個々の避難計画を作成することで、災害時の迅速な対応に活用していく。 | 災害時の対応に向けた事務作業が遅滞なく実施された。  |